

会 議 名 予算特別委員会（第 1 日）

開催日時 平成 2 1 年 3 月 1 1 日

午前 1 0 時 0 0 分～午後 4 時 5 1 分

会 場 第 5 会議室

1. 出席者

2 番 杉浦辰夫、 4 番 北川広人、 6 番 磯貝正隆、
7 番 佐野勝巳、 8 番 内藤皓嗣、 1 2 番 水野金光、
1 5 番 岡本邦彦、 1 6 番 神谷 宏、 1 7 番 小嶋克文

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦敏和、鈴木勝彦、吉岡初浩、寺田正人、
内藤とし子、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、副市長、教育長

地域協働部長、生活安全 GL、地域政策 GL、地域政策 G 主幹
文化スポーツ GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL

市民生活 G 主幹、税務 GL、収納 GL

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、介護保険 G 主幹
保健福祉 GL

こども未来部長、子育て施設 GL、子育て施設 G 主幹

こども育成 GL

都市政策部長、計画管理 GL、都市整備 GL、上下水道 GL

地域産業 GL、政策推進 GL

行政管理部長、人事 GL、文書管理 GL、財務経理 GL
契約検査 GL
学校経営 GL、学校経営 G 主幹
会計 GL
病院事務部長
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者
事務局長、書記 1 名

6. 付託案件

議案第 3 1 号 平成 2 1 年度高浜市一般会計予算
議案第 3 2 号 平成 2 1 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 3 3 号 平成 2 1 年度高浜市土地取得費特別会計予算
議案第 3 4 号 平成 2 1 年度高浜市老人保健特別会計予算
議案第 3 5 号 平成 2 1 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
議案第 3 6 号 平成 2 1 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
議案第 3 7 号 平成 2 1 年度高浜市介護保険特別会計予算
議案第 3 8 号 平成 2 1 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 3 9 号 平成 2 1 年度高浜市水道事業会計予算

7. 会議経過

議会事務局長 年長委員として神谷 宏委員を臨時委員長に。

臨時委員長挨拶

市長挨拶

委員長選出

委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによ

って選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

委員長に、神谷 宏委員を指名

委員長挨拶

副委員長選出

副委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

副委員長に、杉浦辰夫委員を指名

副委員長挨拶

正副委員長日程調整のため、休憩

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

委員長 日程につきまして、ただいま副委員長と協議しました結果、本日は一般会計のみの質疑を行い、明日は、特別会計と企業会計の質疑を行い質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしまいたいと思います。なお、本日、委員の慎重審査が予定より早く進んだ場合には、引き続き、議案第32号以後の質疑に進みたいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。また、委員会の円滑なる運営のため、総括質疑との重複をさけていただき、質疑については、まとめて行っていただくとともに、質疑漏れのないよう、また、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、質疑に当たりましては、ページ数をお示しいただき、マイクを使って的確をお願いいたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、昨年の5月30日に開催されました議会運営委員会で、委員会記録に署名する委員を指名することに決定されました。よって、本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦 辰夫 委員を指名いたします。ただいまから、予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。案件は、すでにお手元に配布されております議案付託表のとおり、議案第31号から議案第39号までの9議案であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては、一般会計は、歳入、歳出ともに、款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入、歳出一括にて質疑を行ってまいりますので、質疑もれのないようよろしくお願いいたします。

意（12） 質疑が落ちのないように質問させていただきたいと思っておりますが、それでもやはり質問不足、質問し損なうこともありますので、質疑漏れについて、質疑ができるようお願いします。

委員長 ただいま、12番委員より全ての質疑終了後に、質疑漏れの部分についての質疑を許されたいとの発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

委員長 全ての質疑が終了後における質疑漏れについて、許可することに御異議ございませんか。

異 議 な し

当局の補足説明

な し

《質疑》

議案第31号 平成21年度高浜市一般会計予算

歳入

1款 市税

問（6） ちょっとお伺いをいたしますが、昨年のですね、20年度の予算書とですね、比較しましてですね、67ページの法人の欄のですね、法人均等割の表がございますが、実はこれ逆になっていますが、これはどういう簡単な話ですが、理由をひとつお願いいたします。

答（税務） これにつきましては、昨年度の20年度の税制改正におきまして、法人の均等割の区分がですね、従前1号から大きな企業から順番になってましたけども、それが逆転しまして、小さい企業から1号から9号になりまして、中身につきましては全然変わっておりません。そういった状況で逆転しております。

問（12） 1款1項で67ページのこの歳入の関係で、市税全体が5億1,352万円の減収ということで、大幅な減収になっているわけですが、その一方で、個人市民税は逆に1億175万1,000円の増収を見込んでいるということで、ちょっとこのところが矛盾して見えるわけですが、このどのような事情によるものかということについてどのように。

答（税務） ただ今の67ページの個人市民税の関係でございますけども、今年、前年度当初予算と比較しますと一定部分伸びておるようになりますけども、実績見込みでいきますと若干マイナスでみております。それでこういう形になっております。

問（12） いずれにしても、全体としては相当、財政的に厳しい状況になっているということで、21年度、この新年度予算のこの見込みのいわゆる高浜市の財政力というものが、どの程度になるのかという見通し、それからさらに来年はもっと厳しくなるということで、そういう点では、先の年度をどういうふうに見通しておるのかということについてもお伺いし

ます。

答(財務経理) 今年度の法人税の減収等による市税の減収ということで、財政力をどういうふうに見ているかという御質問でございますが、基本的には私どもが、今、今年度ベースの中で交付税等を推計いたしておるところでございますが、法人税の減収があるわけでございますので、21年度については引き続き不交付団体になるんだろうと、1を超えるだろうと、今、推計をいたしております。22年度以降につきましては、総括質疑の中で行政管理部長のほうから御説明させていただきましたが、当然、法人税については、引き続き、不透明なものがございまして、そういう厳しい状況になるだろうと。また、個人市民税については、課税が1年遅れということでございまして、22年度に大きな影響が出るというふうな推計をいたしておりますのでよろしく願いいたします。

問(12) 今の答弁の中にあつたように、先々、大変厳しいという、この見通しだという中で、独自の財源、そういうものの確保ということが大きな課題だと思うんですけど、先の総括質疑で、この超過課税の実施の資料を若干、説明をいただいたんですけど、全国の市と区ですね、東京23区、この団体の中で何らかの標準課税以外の課税を実施している自治体というのが8割以上いっているのではないかと思うんですけど、実際にはどれだけの自治体を実施しているのか、資料あつたら説明願います。

答(税務) 全国の法人市民税の超過課税等の状況でございますけど、まず、全国の状態では超過課税、不均一課税等の状況、昨年4月1日現在でございますけども、全市町村1,788団体中、標準税率が767団体で、42.9%、一律の超過課税が753団体で42.1%、合併による不均一課税が62団体で3.5%、資本金等の区分による不均一課税が206団体で11.5%、このうち全国の市だけでみますと、全市783団体中、標準税率が22.2%、一律の超過課税率が47.5%、合併による不均一課税が7.8%、資本金の区分による不均一課税が22.5%という状況になっております。

問(12) 今、全国のいわゆる市、区段階では7割7分5厘が、何らか

の形で超過課税を実施しているという体制になっておるわけですが、この今回の当市の予算ではそうになっていないと、いわゆる標準税率になっているということで、将来のそういう財政確保の観点から、そういったこの超過課税のこの検討をしているのかどうかということについて伺いたいことと、それから、1款2項の関係で固定資産税、こちらは減収になっているが、1款5項でこの都市計画税は、逆にふえておるということで、同じ固定資産にかかるもので課税するのに、ここもちょっと矛盾があるのではないかとということで、どういう関係で都市計画税が逆にふえているのかということについても、ちょっと御説明願います。

答（税務） 法人市民税の超過課税等の検討等、こういった御質問でございますけれども、法人市民税の超過課税、不均一課税等につきましては、過去何度も御質問等いただいておりますけれども、結論から申し上げますと、本市では地方税法で定めます、標準税率を基本といたしております、現在実施する考えはございませんのでよろしくお願いいたします。それから、検討ということでございますけれども、毎回議会で資料提供させていただきまして、全国の状況、それから不均一課税を実施した場合の影響額等、御提示させていただいております。それから固定資産税が減収で、都市計画税がということでございますけれども、固定資産税のほうは大きく減っておりますけれども、その中で、償却資産というのが固定資産税の中に入っております。これも大きく減っております、それから3年に1度の評価替えで一定部分、家屋の部分も減少しております。それから都市計画税のほうも、若干、減りが少ないということは、償却資産が都市計画税にはございませんので、その辺の関係で差が出ております。

問（12） 今、いわゆる市の独自の財源づくりの関係の一つとして、一つの超過課税の関係について検討の結果を伺ったわけですが、市長は今年9月で引退されるということですが、この間、そういう独自財源という点で、今の超過課税の件についても何度も答弁を願ってきたわけですが、全国の趨勢がそういうふうになっている、それから特に、私はこの点でこだわっているのは、国の税制が法人に対して非常に軽減することが進んでい

って、一方で個人は定額減税が廃止されて比率が上がってきておるということで、国が政策的にそういうふうに大企業やいわゆる企業減税、優遇をずっと続けてくるということから、結局、国民全体の中では、税負担が以前から比べると格差がついてくるというのか、国民、個人の側に負担が重くなってきておるという政策がずっとやられてきておる中で、地方自治体が独自にできる、そういう、できるだけ国民が均衡をとれるようにというようにも含めて、全国で8割近くの自治体が超過課税を実施してきた経過があると思うんですね。そこには目的がしっかりしなきゃとか、いろいろな事情がありますけど、目的は今、地方自治体、財政難抱えてますから、全自治体がそういう点では、何らかの財源を必要としておるという、そういう情勢になってきておるわけですから、その点では、いわゆる税の公平、そういう観点からも、むしろ地方税では可能な超過課税は、やっぱり実施するほうが、国民全体の負担が、このより平等になるのではないかというふうに私ども思っておるわけですが、そういう点では、この時期そういうことを検討すべきではないかということを経三私どもの意見として出してきたわけですが、市長の見解は、ぜひ伺っておきたいと思っておりますのでよろしく。

答（市長） これは先ほど税務グループリーダーが申し上げたとおりでございまして、いわゆる不均一課税をやるということは、税の公平性の問題からいってやるんならば、すべての、例えば法人なら法人という、そういうような考え方、しかし私どもは、基本的な考え方は、まず自分たちの身をいかにして御理解いただくために、節度をもってやっていくか、これがなくして私は、いわゆる不均一課税というものっていうのは、ある面では御認めいただけないというふうに思っております。そういう中で、私自身の考え方は、これは将来的に一市民となっても、やはり行政体のあり方を問い、あわせてまた、税の公平性ということを経三私どもは根本だというふうに思っておりますので、今回この予算措置をするときにもそういう考え方というのは私自身は持ち合わせておりませんでしたので、御理解いただきたいと思います。

問（17） 67から69にかけまして滞納繰越分の徴収率が上がっていますけども、大体0.2から0.3%上がっています。これはコンビニのほうが、多分関係しておると思うんですけど、中でもすね、軽自動車税です、昨年から比べまして18.6から19.5と0.9、ここだけすごく上がっておるんで、これのちょっと説明をお願いいたします。

答（収納） 今、滞納繰越分の見込額とそれから徴収率でございますけども、滞納見込額につきましては、当初予算作成時点での未収額に、それ以降見込まれる滞納額というのを3カ年で平均しまして合算してつくっております。徴収率につきましては、これは過去3年の平均の徴収率をそのまま当てはめております。軽自動車税が上がっているのは、これは実績でございます、過去3年の実績の平均額が上がったということで、コンビニにつきましては、4月以降のお話になりますのでここは、軽自動車の部分についてはコンビニは有効というふうに考えておりますが、それはまだ見込んではおりませんが、徴収率は上がるものと思っております。

2款 地方譲与税

質 疑 な し

3款 利子割交付金

質 疑 な し

4款 配当割交付金

質 疑 な し

5款 株式等譲渡所得割交付金

質 疑 な し

6 款 地方消費税交付金

問（12） こちらの関係が72ページですが、本年度が4億4,400万円ということで、昨年よりも5,200万円と大幅に増額しておるわけですが、どのような内容なのか、お願いします。

答（財務経理） 御質問の地方消費税交付金の前年度と比較して、5,200万円増になっておるんですが、これは実は地方消費税交付金の仕組みがございまして、年度3回に分けて交付されるわけですが、その期ごとの月末が土日になりますと、翌月に振り込みが変わりますものですから、平成21年度は13か月分の納付になるということで御理解をいただきたいと思っております。

7 款 自動車取得税交付金

質 疑 な し

8 款 地方特例交付金

質 疑 な し

9 款 地方交付税

問（12） これについては、すべてなくなるというのか、そうなので、どういう内容になっているのか、ちょっと内容をお願いします。

答（財務経理） まず、今回、枠取りだけということでございますが、御案内のとおり、まず普通交付税は、先ほど申しましたように、来年度1を超えるだろうということでゼロでございます。ただ、特別交付税につきましては、従来からお話しておりますが、平成18年度だと思っております、い

いわゆる災害とか合併に限られた形の中で交付税が算定されておりますので、その暫定措置が平成20年度で終わりますので、一応21年度については、特別交付税もないだろうということで、予算を計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

10款 交通安全対策特別交付金

質 疑 な し

11款 分担金及び負担金

質 疑 な し

12款 使用料及び手数料

問（12） 一つは、75ページの関係ですかね、それで12款1項の使用料の関係で、まあいろいろあるんですけど、一つはいきいき広場の使用料が、470万4,000円と前年から108万円減少と、それから12款1項の住宅使用料、こちらのほうは、9,373万6,000円と前年より大幅に増額しておると。これについては、空き部屋対策が進んでいる内容かと思いますが、その具体的な中身と今現在の空き家の状況ということについても、答弁願います。それから以前、いわゆる雇用対策、失業等でホームレス防止するために緊急の住宅確保について申し入れたことがあるんですけど、そのときに市が持ち合わせているそういう住宅が手薄だということも言っていましたけど、そういったものについての確保というのか、こういうことについてもどのように考えておるのか、それについて伺いたい。それから77ページの公民館使用料、これが大幅にすべて減少しておるんですけど、これは指定管理者の料金制との関係かと思いますが、どのような内容になっているのかそれについてお答えください。

答（地域福祉） まず、75ページでございますが、いきいき広場の使用料、前年と比較いたしまして、108万円ほど減額となっております。これは、いきいき広場のマシンスタジオの使用料でございますが、考えられる理由といたしましては、今の料金体系というのが一回ごとに300円という料金体系で行っております。こういったことは、気軽に運動されるという方につきましては向いておるわけですが、本格的にトレーニングをしようという方についてはですね、民間の月単位のもので、スポーツジムに行く傾向があるということをおもっております。それから、またですね、最近の雇用情勢、等々ございましてですね、運動やっている場合じゃないというのものもあるのかなということをおもっております。

答（市民生活） 続きまして、二点目の住宅使用料の増額理由の件でございますが、実は理由のほうは三点ございまして、まず、一点目といたしまして、18年、平成18年の秋口に家賃収入アップのための行動計画というのを策定をいたしております。その結果ですね、平成19年度の現年度分の収納率が90.3%ということで徐々に90%を超えたということ、これがまず一点でございます。それと同じく行動計画によりましてですね、委員のほうも御指摘ありましたけども、借上公共賃貸住宅の空き家のほうの戸数が減少したと。今、手元の資料で162月から117ということで。これは若干、安全率というのをはみておりますが、空き家戸数は減少しておるということでございます。それと三点目がですね、一般市営住宅の関係でございますが、その平均家賃額が2万1,400円余から2万3,500円余、率にして9.9%増となっております、実は21年度の家賃というのは、平成19年分の所得で算定をするということで影響の方は少ないだろうということで算定をいたしております。続きまして、現在の空き家状況の関係ですが、実は昨年夏までにはですね、借上公共賃貸住宅の関係は6戸まで空き家が減少いたしました。しかしながら、昨今の経済状態の関係でですね、外国人の方が帰国をされる、また日本人の方も実家のほうに帰られるというような状況が今、続いておまして、今、私が承知しておる限りでは20戸ほどの空き家が出ておるということでございます。

従いまして、先ほど若干、空き家戸数というのは安全率をみて当初予算を算定をしたというふうに申し上げましたが、この状況がある程度続いた場合はですね、しかるべき時期に補正予算をお願いせないかんような状況もあるかもわからんというふうに考えております。それと最後の雇用対策関係でございますが、私ども一般市営住宅についてはですね、12月の半ばに4戸ほど募集をかけて、その前後でございましたけども、その関係で市営住宅の空き家はないということで雇用関係については民間の住宅のほうがですね、かなり空き家が出ておるということで、中には提供してもいいという事業主の方がお見えになりましたので、そういう方を御紹介をしたという事例がございます。

答（文化スポーツ） 三番目の公民館使用料等の減額でございますが、委員お尋ねのとおり、高浜市公の施設の指定管理者の利用料金に関する条例の施行に伴いまして、指定管理の利用料金に移行したものでございます。

問（12） 公民館関係の料金制に異動に伴うということですが、これは去年の実績のそういう利用料金、そういうものを指定管理する場合には、その考え方について確認しておきたいんですけど、全額を想定してそれだけの収入があるから、これだけの契約という、どういう率でそれを充てたのかということについて、共通点があればそれを事前に伺っておきたいと思います。

答（文化スポーツ） 指定管理者の公募の際におきまして、過去の3カ年の指定管理実績、また歳入実績をお示しし、公募しております。従いまして、指定管理者としましては、その財源的なもの、これを収支計画として指定管理者の公募に際して提出してまいります。それを指定管理者選定評価委員会の中でその収支が適当であるかどうかとそういう御判断をされて指定管理の指定にあたるという手続きをとっております。

問（12） 先ほどいきいき広場のマシンスタジオの収入の関係で答弁があったわけですが、民間が月単位というようなことの影響もあるのではないかとということですが、スタジオ自身では今後そういった利用率も含めてこの例えば月単位のものについても検討をしているのかどうか、これにつ

いても参考までに伺っておきます。

答（地域福祉） 有料のですね、マシンの利用者の方というのは今言ったみたいに減少はしておりますが、一方ですね、高齢者の無料の利用者の方の利用率というのは、非常に多くなっているということを踏まえまして、最近の高齢者の健康に対するですね、意識が非常に強くなったのかなということも思っております。月単位で考えるのかということですが、今後ですね、検討していかなければいけないとは思っておりますが、その辺はまた考えさせていただきたいと思えます。

問（15） 一つですね、そのマシンスタジオの高齢者の無料のほうなんですけど、現在のところ何名くらいの御利用かわかりますでしょうかね。その無料の分で。

答（地域福祉） 19年度の実績がでておりますので、これで実際マシンの利用者というのは、65歳以上の方、登録がですね、6,073名登録者がおるわけですが、そのうちの65歳以上の方は749名ということで、12.3%を占めております。

13款 国庫支出金

問（17） 81ページですけども、1目ですね、これ。国民投票投票人名簿システム構築交付金がありますけども、この説明をお願いいたします。

答（文書管理） これにつきましては、まず、システムの概要でございますが、総務省より名簿の調製を行う上で必要となりますシステムの要件をまとめました要件定義書が示されておまして、それに基づいてシステム改修の試算を行っております。主な内容でございますが、登録基準日における選挙人データの作成、転入、転出、死亡者等に係ります補正処理、入場券の作成、期日前投票期間の選挙人名簿の整理、その他情報セキュリティー対策など通常の選挙で行われます手続きに準じました事柄が処理できるようなシステムの内容となっております。

問（17） これは従来 of 選挙人名簿のシステムと全く異なるものとしてこれはやるわけですか。構築するわけですか。これは。

答（文書管理） 既存のシステム、対象年齢の問題とかいろいろございまして、ほかにも期日前投票期間の期日の問題等ございまして従来のものとは別のシステムを構築していくということになります。

問（１２） １３款１項で国庫負担金のこの３目、生活保護費負担金が１億５５２万５，０００円というふうになってるんですけど、これ昨今の情勢からみると、予算の準備が少ないんじゃないかというふうに思いますが、どのような想定で生活保護費の受給対象というのか、みておるのか、それについてお答えください。

答（地域福祉） 実は、この予算も、２０年度の当初で１，０００万ほど増額をさせていただいております、この２１年度にあたりましては、予算策定時が１１月頃でございましたので、その辺ですね、状況も加味しながら、５００万円ほどの増額を今回させていただいたんですが、これもほんとに今後の動向がですね、今ちょっと読めないというのもございまして、できれば状況をみながらですね、補正対応ということもお願いをしていかなければいけないということも思っておりますのでよろしく願いいたします。

１４款 県支出金

問（１２） １４款の関係では、一つは８５ページの子ども医療費補助金の関係ですが、昨年６，４８０万５，０００円からこの５，１１５万９，０００円と減っているんですけどね、その内容と、８７ページの真ん中の辺で教育総務費委託金で「あいち・出会いと体験の道場」推進事業委託金、これの具体的な内容について御説明いただきます。

答（市民窓口） 子ども医療費補助金の減額の理由ということでございます。実は、平成２０年度におきまして子ども医療費、従前の乳幼児医療費からですね、県補助制度が拡大されたということで、対象者も拡大し、実施してまいったわけでございますけども、平成２０年度の支給実績見込みがですね、当初見込んだよりもかなり小さくなるということもございまして、平成２１年度におきまして扶助費のほうですね、歳出のほうを２０年

度の実績を踏まえて計上させていただいたということで、その2分の1が入ってくるということもございますので、歳入のほうもそれにあわせて減額をさせていただいたということもございます。

答（学校経営） 「あいち・出会いと体験の道場」の推進事業の委託金の関係でございますが、これにつきましては生徒の職場体験における事前指導でありますとか、事後指導に必要な経費、例えで言いますと、事前指導のマナー研修等の講師料でありますとか、職場との連絡の通信費、体験文集の作成費等に対しまして中学校1クラスあたり4万円以内が交付されるというものでございます。

問（12） 今の「あいち・出会いと体験の道場」というのは、そういう体験道場、そういう中身の中には自衛隊の研修なんかもその中に入っているのかどうか。その内容について示していただきたいと。それから先ほどの子ども医療費の関係については、支給実績ということですが、これは例えば、いわゆる高浜の実施している2割助成という関係で受ける人が実績が少なかった、そういう影響がその中に入っているのかどうか、それについてもお願いします。

答（学校経営） この職場体験につきましては、生徒のほうから希望がでてきますので、いろんなところがでてきます。自衛隊とかそういったものがあれば、特に拒否するというものではございませんので、あくまで生徒の意見を尊重するというところでございます。

答（市民窓口） この減額につきましては、子育て支援医療費との関係というのはございません。単純に20年度の当初予算、子ども医療費の扶助費を計上させていただくに当たりまして過去の実績がないということもございまして、国民健康保険のですね、年齢階層別一人当たりの医療費を参考に扶助費のほう計上させていただいたんですけども、実際、支給実績を見ていく中で、それほどの伸びがなかったということで、単純に20年度の実績見込みに基づいて21年度の予算を組まさせていただいたということもございます。

問（12） 今の教育の関係の体験道場の内容ですが、これはこれから出

てくるものであってということではありますが、いわゆる20年度の実績では、そういう自衛隊の体験に参加した実績があるのかどうかその内容についてもお示してください。

答（学校経営） 20年度の実績では承知してございません。

15款 財産収入

問（12） 87ページの普通財産不動産の貸付収入で普通財産4,150万円というものが計上されていますが、その内容について示してください。

答（財務経理） 御質問の普通財産の4,150万の内訳ということでございますが、この内容、主なものにつきましてはですね、日本福祉大学の高浜専門学校、それから高浜幹部交番、吉浜交番、県警待機宿舎、衣浦地域職業訓練センター等の普通財産の貸付収入でございますのでよろしくお願いいたします。

問（12） 日福の専門学校の関係ですが、聞いておるところによると、21年度で終わりではないかということ、あそこ相当な財産ですので、これが終わったら次はどうなるのかという点は、当然、事前に検討しておると思いますが、これについてどのような状況、契約がどうなっているのかということを含めて将来の予定をお願いします。

答（地域福祉） 委員言われるようにですね、この22年の3月をもってですね、専門学校の役目を終えるということで、現在、まだ学生さんおみえになるということで、今年度、当学校も含めてですね、大学も含めた形で、どういうふうにもっていこうかということの計画の策定をですね、今やっておるところでございますので、もしこれが計画策定できればですね、議員各位にもお話をさせていただくという段階でございますのでよろしくお願いいたします。

問（12） そうしますと、これは今後の利用について検討というのは、それは市の役所の中にそういう担当を決めてやっておるのか、いわゆる日福との関係は3月いっぱい返却というふうに、もういわゆる貸付関係は

終わるといふふうに、もうはっきりしておるのかその関係についてお願いします。

答（地域福祉） 関係が終わるといふのではなくてですね、今後も、大学とのパートナーということですね、位置づけをさせていただいておりますので、今後も協働の上ですね、計画を策定していきたいということを思っておりますのでよろしくお願いします。

16款 寄附金

質 疑 な し

17款 繰入金

問（15） 89ページなんですが、この基金繰入金の中ですね、財政調整基金繰入金で9億9,770万7,000円ですか、入っています。この基金の総額ですね、いくらでございますでしょうか。どこからこれだけのものを繰入れるということなんででしょうか。

答（財務経理） 財政調整基金の額という御質問でございますが、平成20年度、今年度末の見込みがですね、18億3,504万1,072円という数字になっておりますので、この中から9億9,777万7,000円の繰入れを行うものでございます。

問（15） その18億余の中からやりまして、あと残りはですね、やっぱり半分近くなんですが、来年度の税収も少ないであろうという、先ほどの予定の話がございました。そうするとですね、来年度同じような金額を取り崩すと、それもゼロになるという計画ですか。その辺の考え方を教えてください。

答（財務経理） 数字は今、申しましたように差し引きますと8億4,400万程度になってしまうものですから、当然厳しい中で、22年度の予算編成につきましては、実施計画の段階でいろんな事業の選択とかそういうことも含めて検討していかなければならないわけですが、どち

らにしても現状はこういうことをございますので、単純に差し引きをする
と枯渇するということになるかと思えます。

問（15） そうするとその次ですね、枯渇した場合にそのほかにどこか
に埋蔵金か何かあるわけですか。その辺はどうでしょう。

答（財務経理） そういうものは、全くございません。

問（15） そのくらいですね、財政がきつくなってくるであろうという
ことですね、そうなってくるともうこの繰入金でゼロになってくるとい
うことになると来年度の予算のことをちょっと心配するんですが、相当い
ろんなものを切り詰めなきゃいけないというような状況になるのではない
かと思うわけなんです、今年度の予算やっていますが、恐らく来年度の
ですね、そういうところの繰入れも考えて今年度のこの予算を組んだかど
うかということなんです。その辺をお聞きしたいと思えます。長期的なも
のですね。

答（財務経理） 当然私どもも、こういう厳しい状況の中で21年度の予
算編成についても総括質疑の中でお話をさせていただきましたが、やはり、
いろんな部分の中で当然削減も行わなければならないわけでございますが、
やはり市民生活に不可欠なものは継続していかなければならないというこ
とで、当面21年度については、最大限の財源確保をさせていただいたと
いうことで御理解をいただきたいと思えます。

答（15） そうなってきたときに私がなぜこういうことをするかという
と、今現在一生懸命節約をしてですね、不交付団体ということになってお
りますんで、あと、申し訳ないけども、あるとすると国からですね、もう
交付団体になってもいいというくらいの腹を決めないとはですね、大変なこ
とになるのではないのかなということをおもうわけですが、その辺の見解ど
うでしょうかね。

答（財務経理） 交付税の仕組みというのが私ども地方自治体で決めるこ
とではございませんので、いろんな仕組みの中で私どもも当然財源を確保
していかなければならないと思えますが、交付税については先ほど申しま
したように、21、22年度も今の状況からいきますと、1を下回るとい

うことにはならないんだろうと、これは国のほうの交付税制度が改められれば別問題でございますが、やはり国のほうもその税収減ということで、いわゆる交付税の財源確保というものが今現在、国と地方が不足分を折半で負担をしております。これが臨時財政対策債ということでございますので、やはり国のほうの考え方は、交付税制度というものが、交付税プラス臨時財政対策債というのが地方交付税だという考え方をもっておりますので、この辺を御理解いただきたいと思えます。

問（15） それでですね、たまたま昨日テレビでやっておりましたけど、例の夕張でございますけどもね、ようやく夕張の市長いわくですね、大体2割の市民の方がですね、市のほうの財政に頼ってやるんだというんじゃなくてですね、だんだんとその2割くらいの方が自分らで再建の方法でやるという意識が芽生えたといっておりましたんで、できるんならばですね、この政策の中に今後、高浜市もですね、きついということを理解していただいてですね、みんなで節約というところをもう一度検討するようにですね、全庁あげて一回検討したらどうでしょうかということを提案しておきたいんですが、どうでしょう。

答（市長） 大変心強いお言葉いただいてありがとうございます。従来のように何でも欲しい欲しいという時代は終わったというふうに思います。ですから、俗に言えば、ただほど高いものはないんだということが、やはり私どもは、これからそういう意識をもって、これは一個人としてもそう思いますので、ぜひともまた皆様方のさらなる御協力と御支援をいただければというふうに思います。ありがとうございます。

問（12） 今の同じ関係ですが、財政状況は、このまま推移すると来年度はさらに厳しいということは共通の認識かと思えます。そういう点で先ほど、この法人税の市民税の超過課税については考えていないということですが、そのほかにも新たな財源とかね、そういうものについて市として知恵と工夫というようなもので今回は出ていないが、検討しておるといようなものあればそれについても示していただきたいと思えます。

答（財務経理） 私どもいろいろ財源確保には努めてまいりたいと思いま

すが、今のところ特にこういうものがあるということは、お答えができませんということで御理解をいただきたいと思います。

18款 繰越金

質 疑 な し

19款 諸収入

質 疑 な し

20款 市債

問（12） 先ほど答弁にありましたが臨時財政対策債5億8,300万ということでこれも大幅に増になっているわけですが、これほどのような財政需要ということでこういうものになったのか、説明願います。

答（財務経理） 臨時財政対策債が大幅に増額いたしておるわけですが、これは先ほども申し上げたとおり、これはいわゆる地方交付税の仕組みの中で、臨時財政対策債と普通交付税を足したものが地方交付税という考えでございまして、地財計画の中でも国のほうもやはり税收の減ということで臨時財政対策債の枠を相当広げております。そういう関係で私どももやはり交付税制度の一環ということの中で限度額いっぱいを取り入れるという形の中で予算措置をさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

委員長 少し時間は早いようですが、再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

1 款 議会費

質 疑 な し

2 款 総務費

問（８） 101 ページでお願いします。総務管理費の庶務支援センター業務委託料、これは新しい委託料かと思えますけども、この内容についてお伺いしたいと思えます。

答（人事） それでは、庶務支援センター業務委託料でございますが、これは新たに業務を委託するものではございません。従来から総合サービス株式会社に業務委託をしております経理グループ事務支援業務、それから、市役所コントロール室管理業務、バス運転業務、文書発送業務、それと市長車運転業務、児童手当業務、この6業務を集約して一括契約するとともに、1階の市民総合窓口センターの混雑時における案内業務を支援、充実しようというものでございます。

問（８） 支援センターという名称からして、どこか一つの部署といたしますか、場所といたしますか、そういったものが新たにできるということでしょうか。

答（人事） ある程度のスペースが必要でございます。この設置場所でございますが、市役所3階の契約検査グループと、こども育成グループの間のカウンターに近いスペースを考えています。

問（８） これは、いわゆる総合サービスがその場所に入ってくるということなんでしょうか。それと、多分、先ほどお話あったように、いわゆる窓口のほうの状況に応じて迅速に対応するという意味があるかと思うんですけど、その辺のどういう、そういう目的以外に、他に目的があるかといいますか、メリットを求めてこのようにされたのか、お聞きしたいと思います。

答（人事） まず、今、申し上げたスペースに、先ほど申し上げた6事業を実施するために、総合サービスの職員が配置されるということでございます。

ます。2点目の効果、メリットということですが、まず第1点目といたしましては、総合サービスの統括責任者を置くことによりまして、高浜市の意向というものが速やかに、かつ的確に総合サービスに伝わるといことがございます。第2点目といたしましては、この支援センター内の職員、総合サービスの職員でございますが、この職員がお互いに事務を協力し合うことによりまして、総合サービスの職員の多能工化が図れると思っています。3点目といたしましては、総合サービスが受託する、今、申しあげました6業務以外、いろんな業務があるわけですが、そういった他の部署の軽作業的な業務の支援もできると考えております。今、申しあげました2点目と3点目というものは、直接的には総合サービスのメリットと考えておりますけども、総合サービス側のメリットというものは委託者側である高浜市のメリットにもなると考えております。

問（8） 先ほど、6業務の委託料を総括するといひますか、まとめるということでしたけども、この1,604万3,000円というのは、その6業務を足したもののなのか、それにプラスアルファをされた、いわゆるそのメリット分ですか、他の業務も多少入ってくるということで、プラスアルファされた金額であるのかどうかをお聞きしたいです。

答（人事） プラスアルファというものはございませんでして、純粹、個々に分けますと、六つでございますが、純粹な六つの業務の合計額ということになっています。

問（2） 予算書の119ページ、防災対策費の項目でですね、防災活動費の補助金で、耐震シェルター、耐震ベッドも含まれると思うんですけど、補助金として225万円が計上されています。また、主要新規事業ですか、この2ページで、15万円を限度に補助するという説明がありますが、耐震シェルターなどの設置費用がいくらぐらいかかるか、また、どれだけのメーカーがあつて、各々、構造的な基準があれば教えていただきたい。

答（生活安全） 119ページの耐震シェルター等設置費補助金の関係でございますが、耐震シェルター、それから、防災ベッドにつきましては、現在、いくつかの業者によって製品化されております。東京都ですとか兵

庫県などでは、コンペを実施して、技術や工法について信頼できるものを選定しております。そうした中でいいますと、耐震シェルターにつきましては6社の製品と技術が選定されていまして、その内、鉄骨系のものが4社ございます。その費用としましては、大体180万円から277万円程度、それから、木質系のものが2社ございまして、こちらにつきましては費用が25ないし30万円から192万円程度となっております。次に、防災ベッドにつきましては、こちらはすべて鉄骨系で、3社あります。費用につきましては、輸送費も含め約28万円から約50万円程度となっております。このように材質や構造によって費用に大きな開きがありますので、その中で耐震シェルター、防災ベッド、最も安価なものは大体30万円程度だということがございますので、15万円を補助の限度とするということで、補助率が約1/2ぐらいになるのかなと考えています。それから、基準ということですが、現在、こういう形で選定されたものというのは公的な機関での試験ですとか、それから、中にはメーカー内でそういった耐震関係の実験施設を持っている会社もございます。そうしたところで試験をしてですね、第三者的に技術が評価された、安全性が確認されたものということで、私どもも基準としては考えております。

問（12） 先ほど出てました庶務支援センター業務委託ということで、これ、契約するときには、いわゆる公の契約ということで、人件費については一つの一定の基準と、公契約について、例えば国のほうが決めてるような協定に基づくものというようなものが一定の基準になっているかと思いますが、今回のそういう契約にあたって、人件費、業者はその作業にあたる人に、どのような基準の人件費で契約しているのかということについて伺っておきたいと思っております。それから101ページになるかと思いますが、先の3月議会初日に、施政方針、市長の、そういう中に高浜市がいわゆる自治基本条例の制定に向けてという方向が示されたわけですが、これにかかわる取り組みというのが予算、総務に入るんじゃないかと思いますが、どういうところで、どんなことを、具体的にこの21年度で検討しようとしているのかということについて最初に伺います。

答（人事） 最初に庶務支援センターの契約につきまして、人件費の基準というお話がございましたが、これは総合サービス株式会社に人件費の基準、給料表等を持っておりますので、その基準に従いまして契約させてもらっているというものでございます。

答（地域政策） 自治基本条例に対する取り組み方ということでございますが、具体的なスケジュール等については、まだ決まっておりません。具体的な取り組みということになります、103ページの市民公益活動支援事業の中に、まちづくり実践交流会という項目がございまして、実は、来年度はまちづくり実践交流会を各小学校区で開催しまして、その中で議員の先生方とか市民の方たちと議論の機会を設けてまいりたいということ考えております。中身につきましては、今、まちづくり協議会ごとに地域計画等の作成もしておりますので、そういうアドバイスをいただき、また、そういう中で、まち協の活動を担保していくためにはどんなことが必要なのか、何が土台となるのかというような議論から進めていきたいと考えております。

問（12） 同じく101ページの関係で、先の条例の提案の中に職員の地域手当を減らすというものが今回の議会に出ておるわけですが、それに基づく予算編成がされているということで、これ、総括で伺った高浜市職員の給与レベルというのか、それはいずれも周辺市と比べて、碧南市がちょっと数字的には高浜と一緒にいるのところにありましたが、地域、相対的に低い状況になっていると、それから、ラスパイレス指数計数では、国の基準に比べて高浜は下回っているということで、そういう中で今回引き下げを提案されているわけですが、これは一生懸命やっている市職員の皆さんの、これではやる気を削いでしまうんじゃないのかなという点では、若干、私どもは非常に疑問に感じているわけですが、どういう検討で、地域ではまだほかにそういう提案がない中でね、率先してそういうことを打ち出してきたのかという点については、どのような考え方で計画しているのかをお伺いします。

答（人事） ラスパイレス指数が高浜市は比較的低い状況の中で、地域手

当を削減する必要があるのかというお尋ねだと思いますけども、これは、議案の提案理由にもございますが、現在の景気の後退に伴います税収入等の財源不足の中におきまして、愛知県の地域手当支給率に準ずるものでございます。高浜市内にも愛知県の施設がございます。例えば幹部交番所等でございますけども、そういったところに勤務する県職員の地域手当支給率に合わせるという考え方でございます。

問（１２） 今、考え方は聞いたわけですが、やはり世間のそういう景気、いろいろな動向、それから、市民の皆さんも自治体に対しても議員に対しても厳しい目というのはわからんでもないわけですけどね、それでどんどん下げれば景気が良くなるかというのと、そうではないわけで、そういう点では仕事をサービスで返していくというようなことを含めて、総合的にきちっと胸を張ってやるべきところはやっていくということも必要ではないかと思っています。それから、２款１項７目、１０５ページの定員適正化事業ということで、臨時職員の賃金が３３３万４、０００円ということで、昨年予算８８９万１、０００円から大幅に減少しているということで、これはどういう内容かということと、それから同じく、次の１０７ページで、２款１項７目、一番下のほうに健康診断の関係、職員のね、これが７４万４、０００円ということで、昨年の４４３万円からかなり増額されていると、そういう内容について示していただきたいということと、１１１ページに庁舎のテレビのデジタル化という対応工事が計上されていますが、これの内容と、これの７４万５、０００円で完了するのかどうかということと伴って、この、いわゆる市の庁舎を含めて、病院等、この、でよって電波障害を起こして、市の今、責任で有線共聴アンテナか有線とかね、いう措置を伴って行っているところについて、デジタル化に伴う、そういうものの対策、対応というのがここに入っているのかどうか、どのような検討がされているのか、あわせて関連で伺っておきます。

答（人事） 最初に１０５ページの臨時職員の賃金でございます。２１年度は３３３万４、０００円計上させていただいておりますけども、これにつきましては臨時職員３人の６カ月分ということでございますが、内容に

つきましては職員の退職だとか、育休等の緊急的な人材不足に対応するためのものがございます。19年度は889万1,000円の計上ということで、対前年比で550万円ほどの減ということでございますけども、これにつきましては、今、申し上げました緊急避難的なものに加えまして、実は新規採用職員の採用辞退が3人ございました。そのために、ここで臨時職員で対応するというので、その分が余分に昨年度は計上させていただいておったというものでございます。それから、107ページの下の方の健康診断委託料の774万4,000円でございますが、検診の委託単価そのものは、平成20年度と同額でございますが、実は、平成20年度までは人事グループからの健康診断委託料と、それから、保健福祉グループからの保健活動費負担金という2本立てで市立病院に支払っておりました。で、21年度からの、この検診の実施主体というものが、豊田会になります。従いまして、検診費用の支払いの煩雑さを避けるために、保健福祉グループの支払い分を含めて人事グループのほうに一括して支払うことに整理したための増額というものでございます。

答（文書管理） 庁舎デジタル放送対応の件でございますが、内容につきましては、地デジに対応するためのブースターと分配器がございませんので、ブースターと分配器を取り付けるための工事対応費として74万5,000円を計上しております。2点目の電波障害の関係でございますが、74万5,000円には含まれておりません。74万5,000円は市庁舎のデジタル放送対応にかかる分のみでございます。

問（12） それでは、例の定員適正化の関係では、臨時職員の賃金が去年と今年、若干そういう、いわゆる人の構成によって変化しただけということではありますが、かねてからこの臨時職員から正職員にできるだけかえていくということについて、定員適正化計画事業の中で、これは検討している課題かと思いますが、保育士については一定の方向というのは、予定される人員プラス1割のいわゆる正職員採用で、比率を上げていこうということが説明されてますが、ほかの職員についても基本的な考え方、いわゆる臨時職員を減らすという考え方はあるのかどうか、それについて伺っ

ておきたいと思います。それから、113ページの広域行政推進事業の関係で、今回、伊勢湾口道路建設期成同盟負担金が計上してないわけですが、昨年の決算委員会でその内容は確認されたわけですが、いわゆる伊勢湾口道路建設期成同盟では、高浜市の扱いは、どういうふうに向こうはしているのかということについて、参考までに伺っておきたいのと、今回の予算の中に引き続き同種類のものがあるいろいろな参加しているわけですが、例えば中部国際空港連絡鉄道建設促進というようなものについても見直す時期にきておるのではないかという点で、いわゆるその会としてはどのような検討をしているのか、本市としてはどういう考えでこれからいこうとしているのかということについてもお伺いします。

答（人事） 最初の御質問で、保育士等以外の一般事務職の臨職の減についてということですが、今回、議会からの資料要求に基づきまして、所属別の正職員数、臨時職員数という資料を提出させていただいておりますけども、その中で多いのは、やはり保育士、保育園教諭、それから学校経営グループのスクールアシスタント、スクールヘルパー等のございまして、一般事務職というのは、本当に臨時的なものだとか、それから職員に欠員が生じたものという、本当に臨時的なものに限られています。従いまして、今、議員がおっしゃるように、一般事務職の臨時職員の削減ということについては考えておりませんので、お願いいたします。

答（地域政策） 伊勢湾口道路の負担金につきましては、高浜市の取り扱いについては退会ということですが、これは昨年10月に開催されました総会資料の名簿の中でも確認しております。それから、中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会の負担金等の見直しということですが、一昨日の行政管理部長の答弁の中にも、市の財政が大変厳しい状況にある、また、100年に一度の経済危機ともいわれている、そういう状況の中のございしますので、各負担金についても、当然、精査していかねばならないと考えております。状況を見ながら検討してまいるといってございます。

問（12） 先ほど答弁願った中で、101ページの支援センターの関係

で、委託料については、その人件費、これがやっぱり国土交通省ですか、それから、農林水産省なんかの協定に基づく一定の基準なんかが、公契約の人件費の単価の一定の目途になっておると思いますが、そういった基準に基づいて、この契約をしておるのかどうかという点を一つは確認していきたいと、派遣の委託業者の賃金というのが、かなり職員と比べて低いということが、一つは問題になっていると思しますので、それについての契約の仕方について、再度確認を求めていきたいと、それから、広域行政の関係で、伊勢湾口について、その負担金の問題もあろうかと思いますが、私はその必要性がどうかという、一番大もとの関係で、実際にバスが同じ路線を行って走っておるんですけど、非常に利用が少ないということで、建設の必要性というのがね、そういうところから、到底考えられんじやないのかということも含めて、この活動そのものをね、単価とかそういうことではなしに見直す必要があるじやないのかと、その点で見解を伺っておきたいということでもあります。それから、2款1項19目の119ページ、ここの中に、昨年まであった職員住宅借上料120万円、これがなくなっているんですけど、これ、病院の医師の関係ではないかと思いますが、契約は、その契約期限切れでそうなったのかどうか、その内容について示していただきたいのと、それから123ページの償還利子割引料、この関係で過年度3億円という多額なものが出ているわけですが、その具体的な内容、見込みについて伺いたい。それから125ページ、住民基本台帳、下のほうに発行機借上料、これがあるんですけど、85万3,000円で、昨年、81万1,000円から増額されていると、そういう内容の内訳と、それから、この発行枚数が現在どの程度、今、発行されているのかについてお答えください。

答（人事） 最初に総合サービスへの委託料に関しまして、人件費の基準はというお尋ねでございます。最初に総合サービスの給与基準に基づいて委託料を積算されているというお答えをいたしました。総合サービスの賃金体系につきましては、やはり、作業内容、例えば、清掃から一般事務まで、作業内容によって賃金単価が異なっておると思っておりますけれども、

その中で高浜市の臨職の事務職の時間当たり単価につきましては、現在、時間 880 円でございます。この高浜市の臨職の賃金と、それから、総合サービスの事務職の賃金というのは、そんなに大きな差はないとは思っております。いずれにいたしましても、最賃法はクリアされている賃金でございますので、問題ないと思っております。

答（地域政策） 現在の中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会の目的というのが、いわゆる連絡鉄道の建設促進を図るという目的で活動しておりますが、幹事会等でそういう御意見の提言もさせていただきたいと考えております。

答（生活安全） 予算書 119 ページで、19 目の防災費の関係でございますが、住宅借上料ということでございますが、昨年度もそういったものについてはなかったというふうでございますので、よろしく申し上げます。

答（市民窓口） 住基ネットのカード発行機の借上料が増になった理由ということでございますが、平成 20 年度の借上料につきましては、一部です、再リースの期間があったということで、その期間は、従前の月額の 1/10 で借りられたということがございますので、21 年度につきましては、通常の借り上げということで、満額を計上させていただいたものでございます。それと、住基カードの発行状況でございますが、21 年の 2 月末現在の数字で申し上げますと、累計で 626 枚ということになっております。

問（税務） 123 ページの過年度還付金及び加算金の内容ということでございますが、これにつきましては例年、1,500 万円を計上させていただいておりましたが、昨今の経済不況により、法人市民税につきましては、予定納税という制度がございまして、これが、決算が生じたときに、収益がかなり下がった場合に、翌年度でその分を還付するという事態が出てきます。それを見込みまして、今回 3 億円を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 先ほどの、職員住宅借上料の関係が、ちょっと私の指定した内容と違ってございまして、一度、確認しますが、職員住宅借上料というの

は120万円計上されておったと思うんですけど、病院の医師の関係じゃなかったかと思うんですけど、それがなくなっておるのではないかということで、ちょっとその契約が途中打ち切りとかそういうことになっておったかどうかの確認でしたので、款項目間違っておれば、もう一度確認した上で確認させてもらいます。それから111ページのデジタル化の関係で、庁舎の関係は答弁願ったわけですが、あと2年後とかそういうふうで先ほども申しあげましたように、周辺への施設の影響に対しては、この予算ではここに入っておるとか、そういうことがないかもしれませんが、関連した重要な内容ですので、今、どういう対応で取り組んでいるのかを確認したいです。

答（地域政策G主幹） 御質問の公共施設に伴う電波障害世帯への対応でございますが、現在、ケーブルテレビのキャッチさんに対応いただいておりますが、今後、近隣市の状況も踏まえて協議をしていきたいと思っています。

問（12） 先ほどの窓口業務委託の関係では、臨時職員の賃金等々ベースと勘案してと、それから、最低賃金との関係では、問題はないというような答弁でありましたが、公契約について、私どもは公契約条例なんかを制定してということもお願いしているんですけど、最低賃金をクリアしておればいいというのでなしに、やはり、一つは国も一定の基準示してまして、例えば運転手一般についていうと、1日の賃金で1万5,600円を公契約の基準というように、それぞれ基準を定めているわけですね。そういったレベルを、やっぱり最低限補償するような形で契約していかないと、今の派遣社員の問題、それから、臨時職員、そういう人たちの、例えばワーキングプアとか、いろいろなことが言われるような事態を作った原因になってますんで、やはり、市のスタンスとしては、そういうところにやっぱりかえていかないかんじゃないのかという点で、そういった検討はなされているのかどうかということについて伺っておきます。

答（人事） 今、公契約上の人件費の基準について、検討がなされているかどうかというお話でございますが、検討いたしておりません。

問（7） 2款1項10目、財政管理費ですね、109ページです。私はこれで、最初で最後の質問にしたいと思いますので、よろしく答弁のほうをお願いいたします。この中の、新公会計財務諸表分析委託料というのが入っているんですが、先の私の質疑で、昨年すでにこれは導入されているというふうに、私、理解しているんですね。その上段に保守委託料というのが入っているんだから、当然これは導入されているんだと思うんですが、一般的にいいますと、これ、自動計算でね、このシステムで分析するのではないかというのが1点、それから、もし、そうではないのなら、どのような形になっているのかですね、一般的にいうと、自動計算でこういうものはやっていくんだらうというふうに、私は理解しておるんですが、このことについて。

答（財務経理） 新公会計制度の財務諸表分析委託料の御質問でございますが、委員も御承知のとおり、平成20年度分の決算から、財務4表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を作成し、公表することとされておりまして、議員もおっしゃられましたとおり、今年度、発生主義によります公会計システムを導入して、現在、その準備をいたしているところでございます。財政分析につきましてですが、今後、この財務諸表を作成し、公表にあたりましては、まだ制度が始まったばかりでございます。総務省の実務指針等の改定も予想されております。その後、連結決算業務についても、公会計の専門的な知識、経験を有する会計事務所からの指導、助言というものは、やはり不可欠であろうと、当分の間、そういうことの中で業務委託をさせていただくということでございますので、よろしくをお願いいたします。

問（7） はい、わかりました。そこでですね、今からのほうが質問の本旨なんです、そうすると、今の御答弁ですとね、作成中であるということですね、ということは、まだ4表はでき上がってないと、近々でき上がるだろうと、こういうふうに今、理解しているわけなんです、そうすると、新公会計システム、この新しいシステムというのはですね、ある程度は動かしているというふうに、私、合わせて理解しているわけなんです、

そうしますと、質問しづらくなっちゃうんですが、わかる範囲でね、あるいは計算できている範囲で結構なんですけど、バランスシート上、これの総負債ですね、債務負担行為とか、そういうものを全部ひっくるめたものですね、こういうものが出ておるんなら、総負債額を出していただきたいと、それから、できたら一人当たり、あるいは家族当たりですね、ここまでお答えいただければ大変ありがたいんですが、多分、連結ではまだ無理ってことですね。

答（財務経理） 総負債の御質問でございますが、先ほど申しましたように、現在、最終的に数字の調整をいたしてるところでございまして、19年度決算における財務諸表について、連結を含めて精査をしているところでございます。御質問の負債総額ということでございますが、現況、普通会計ベースということで御承知おきいただきたいと思いますが、現在、最終的な調整を行っており、普通会計ベースの負債総額については、153億5,869万7,000円というような数字で、見込んでいるところでございます。この数値が平成20年3月31日現在でございますので、同時期の人口で割り返しますと、一人当たりが34万6,588円、1世帯当たりになりますと92万68円というような数字が出ております。ただし、先ほども申しましたように、まだ最終段階の数字でございますので、この辺、ご理解をいただきたいと思っております。

答（人事） すみません。12番委員で答弁もれがございまして、私のところでしたので御答弁申し上げます。107ページの職員住宅借上料120万円でございますけども、これ、高浜市から厚生労働省に派遣しておる職員の住宅借上料でございます。

問（15） 116ページ、2款1項17目、防災対策費の中で、防犯灯の設備工事費がございまして、この防犯灯なんですけど、どうなんでしょう、今、総額で1,460万円ですか、上がっておって、設備工事のほうで130万円になっておるんですが、現在、高浜市内の防犯灯というのは、政策上これでいいと思ってるのか、それともまだ足りないと思ってるのか、その辺の、どうも市のほうの見解をまずお聞きします。

答（生活安全） 防犯灯の数の件でございますけれども、御存知のように、市内の状況も日々かわっております。住宅が建ってきたり、建売住宅ができてきたりということで、そういったところについてはですね、防犯灯等を新たに設置する必要もあるでしょうし、それから、市街地の中でもですね、場所によっては暗いところもあるということで、そういうところにつきましては、私ども、地元の御意見等もお聞きしながらですね、増設していくという形で進めておりますので、よろしくお願いいたします。

問（15） 日々ですね、住民の方から要望があったりして、話しておりますと、簡単にいいますと、予算がないんでこういう言い方をするんだろかなと、現実、夜、やっぱり言われて、私も現場見にいきますと、これはどうしても必要なんだよなと思うんですが、はっきり言いますとね、電柱1本ごとしかだめですよというのが、まず一つ大原則で言いますよ。それから、その近くには、角であって、こちらのほうに街灯があっても光が来てないと、それでも近くにありますが駄目ですよというわけなんですね。で、さて、じゃあ、どちらが本当に市民のための防犯対策なのかということが、まず私、それをお聞きしたいんです。そのときにですね、どうもこれが予算から来ておれば、この予算で間に合うのかなということですね。現実、こうやっていろいろやっておりますとですね、その辺が私は、常日頃不満というんか、煮えきらなくて、市の防犯対策って、防犯、防犯と口では言うんだけど、実際には本当に防犯のつもりでやっておるのかですね、やっておればいいんだよという、形式上のことを言っておるのか、柔軟に対応できるかどうかということですね、まずこれをお聞きしたいと思います。

答（生活安全） 防犯灯の設置につきましては、市のほうで設置の基準がございまして、そちらのほうでですね、防犯灯の間隔については40メートル以上という、一つの数字が出ておりますので、私どもとしても、40メートル以上というのを一つの基準にはしております。ただ、とはいうものの、現地の状況というのもございます。当然ですね、道路の形状によって、それから、建物の状況によって40メートル以内でもですね、暗いと

ころも、また、犯罪の危険性があるところもあるだろうというふうには思いますので、その数字にこだわることなくですね、現地の状況等を判断して設置に務めていきたいと思っておりますが、今年ですね、南部まちづくり協議会さんのほうでですね、地域、地元を中心にした青色防犯灯の設置ということもやっていただいております。そういったところについては、本当に地元の方たちがですね、現地を見て、自分たちで相談しながら、位置等も決めて、また、設置もやっていただいているということもございますので、そういうふうにはですね、地元合意等ができますとですね、私どもも非常に、現地の状況に見合った形になるのかなと思っております。

問（15）　そういうことですね、いろいろと、最近は防犯だけじゃなくて、お年寄りがふえてまいりますと、旧市街地のほうは段差があったりしてですね、お年寄りがつまづいてけがをするというようなことも、ままありますので、そういうところはできるだけですね、まず、現場を見ていただいて、柔軟に対応していただきたいということを、まず、要望しておきます。それから、その次の113ページ、中部国際空港連絡鉄道建設促進協議会負担金ですが、先ほどの地域政策グループの答弁のほうですね、されました。それで、水野委員と私は意見を異にします。はっきり申します。ですので、それでですね、この中部国際空港連絡鉄道建設という、この鉄道はですね、私は今から道路にかえたほうが良いということですね、将来的に考えますと、近々じゃないんです。将来的に、中部国際空港ができる時のですね、経済圏60kmを考えますとですね、やはり、鉄道は止めてですね、やっぱり高速道路のほうが良いと、これはもう、私らが死ぬ頃かもしれませんが、そういうやっぱり勝機的なものを考えたときにですね、未納債権でいいの、いらんのかというんじゃないんですよ、私は。これ、やっぱり提案しておいていただきたいということです。

問（4）　103ページの市民活動支援費の中の、地域づくり推進事業費補助金というのが、20年度と比べると、半減ぐらいになっていると思うんですけど、20年度の実績と、それから、予算減額の見込みというのものがあるのかもしれませんが、その理由をお聞かせいただきたいです。

答（地域政策） 20年度の申請額の実績が263万9,780円、これが補助金の申請額になっております。この減の理由ですが、20年度が375万円、来年度190万円ということで、185万円の減額となっておりますが、実は、この地域づくり推進事業補助金というのは、補助機関が3年を限としますよという最初からのお約束がございます。で、20年度は実績10件のうち5件、半分が3年目を向けるということで、減が予想されております。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

3款 民生費

問（6） 141ページ、障害者自立支援給付事業について伺います。障害者自立支援法のですね、施行後3年後の見直しの状況をお願いいたします。

答（地域福祉） 自立支援法の見直しの状況ということでございますが、昨年12月でございますが、国の社会保障審議会、障害者部会の報告におきまして、見直しで対応すべき事項及び今後さらに検討していかなければならない事項が取りまとめられております。内容につきましては、地域の相談事業の強化や質の向上、それから、施設から地域への移行支援、就労支援といった、地域における自立した生活のための支援の充実、さらには利用者負担の軽減措置の継続、それから、障害福祉サービスの質の向上、また、良質な人材の確保と、事業者の経営基盤の安定等報酬改訂の実施などが盛り込まれているものでございます。

問（6） 今、利用者負担についてはお話がございましたが、今後それがどのように見直されていきますか。

答（地域福祉） 先ほど報告書におきましてですね、利用者の負担のあり方につきましては、さまざまな御意見があるところでございまして、今後ともさらなる検討が必要とされておるところでございます。現在の利用者

負担につきましては、これまでの特別対策並びに緊急措置等で軽減はされておるところでございますが、これを21年度以降も継続する予定となっております。さらには、現在、設けられております資産要件が21年7月に撤廃という予定となっているところでございます。

問（6） それでは、もう一度ですね、法の施行によってですね、事業所の報酬算定が月割りから日割り制にかわってまいります。今回の見直しではどうなりますか。

答（地域福祉） 事業所の報酬の見直しにつきましても、先ほどの報告書におきまして、日払い方式を維持しつつも事業所の安定的な運営が可能となるよう、報酬を見直すとされております。報酬改訂につきましては、詳細はまだ決定しておりませんが、事業所の経営安定化並びに人件費を含めて、平均して5.1%のプラス改訂が21年、来年度4月から実施される予定となっております。また、現在、従前のもので、収入の9割保証といった自立支援法の臨時特例交付金というものがなされておりますが、これも引き続き、23年度まで延長、積み増しがされる予定となっております。

問（4） 同じく141ページのもので、障害者自立支援サービス円滑化事業費補助金というのがあるんですが、これは今年度からこの項目があるように思えるんですが、中身を伺いたいんですが。

答（地域福祉） この事業のサービス円滑化事業補助金でございますが、御案内のとおり、昨年9月に補正で上げさせていただいたものでございます。これは、自立支援法によりましてですね、新体系のサービスを実施する中で、一般就労を強化するという自立支援法の中でですね、さまざまな障害者を受け入れる際に生じます、経営的な困難さ、こういうものが生じるという観点からですね、市内の通所型のサービス事業所においてですね、新体系に移行した場合の支援を行おうという制度でございます。

問（4） 9月補正より実施されておってですね、この補填をして、結局、各事業所のマイナス部分を埋めることによってですね、より効率的に、より良いサービスに繋げるということは、よくわかりました。これに関して今後、それ以上の必要性というものが、実質、まだ9月の補正からである

もんですから、1年も経ってないわけですけども、さらにこういうものが
必要になってくる可能性というのはどうなんでしょうか。

答（地域福祉） 現状を見ますとですね、新体系の移行につきましては、
全国的にですね、大変遅れておると。これもですね、新体系にした場合の
安定的な経営がちょっと見極めておるのかなという状況でございますので、
今後とも市内には新事業でやっておられるチャレンジサポートだとか、今
後、新体系に移行していこうという、授産所の安立もでございますので、今
後も経営者の安定のためにですね、この補助事業は続け、支援をしていき
たいということを思っております。

問（12） 139ページの真ん中にあります、いきいき広場の立体駐車
場設備の修繕工事というものの具体的な内容と、それから、先ほど質問も
出ておりましたけど、この141ページの障害者自立支援の給付の関係が
2億6,552万円ということで、前年比より約3,000万円増額のそ
の内容についてお示しいたします。

答（地域福祉） まず、いきいき広場の維持管理事業ということで、修繕
が出ておりますが、これはいきいき広場も12年を経過いたしまして、老
朽化によるさまざまな修繕が伴ってまいります。今回、予算計上させてい
ただきました修繕は、サンコート高浜の地下の機械式の回転式の駐車場で
ございますが、この2基分の制御盤の機械の損耗につきましての修繕工事
というものでございます。それから、自立支援給付の増でございます。こ
れはですね、20年6月補正にも出ささせていただいたわけでございますが、
増額補正でございますが、障害者の福祉サービスの新体系事業におけます
経営的な困難さを解消する観点からですね、緊急措置といたしまして、事
業所に対してですね、円滑化補助金を先ほども申し上げましたが、これの
分の増と、それからですね、緊急措置として、昨年、20年4月から通所
系のサービス事業者に対しました報酬単価がですね、4%、平均でござい
ますが、アップしております。そのことも加味いたしました、実績に基づ
く予算増ということでございます。

問（12） わかりました。149ページの関係で、3款1項7目、高齢

者配食サービスの関係が902万1,000円で、昨年の当初予算が930万円ということで、ちょっと減ってるんですね、現在の提供数はどの程度か、今年計画の中で、何らかの改善点というものは検討しているのかということと、同じく149ページの一番上にあります、いきいき銭湯開放事業というところで、松の湯のあそこを使ってやっておるのが中心かと思いますが、255万7,000円ということで、あそこの施設が非常に老朽化して、昨年も利用者からいろいろ湯の質の改善等、申し入れもあった経緯があるわけですが、今後の運営について、相当老朽化して、施設としても改善が必要な時期に明らかにきておるのではないかというふうにも見ておるわけですが、どのように考えておるのかということについて伺います。同じく149ページの下から5、6段目に、リバースモゲージの利子貸付金6,000円というのがありますが、現在、リバースモゲージ制度できてから、もう、相当経つわけですが、どの程度利用されているのか、それから、この制度について、ある程度改善が必要かどうか、検討しておれば、その内容も含めてお示しいただきたいと思います。

答（保健福祉） まず、配食サービスについてですが、昨年度の当初予算と比較して下がっている部分というのは、昨年度、給食の容器を新しく更新させていただくといことで予算をつけさせていただいておりましたので、その分が今年度、なくなっているという関係です。配食サービスの御利用者につきましては、現在、登録いただいているのが、配食サービスが335名、それから、見守りの配食サービスが40名の御登録をいただいております。2月実績ですが、138名の方が御利用いただいております。配食サービスのほうも、従来の食事の提供というものから、食の自立という部分に変更されておりました、少し対象者をしぼる形、食事の準備ができない方ですとか、そういうふう限定をさせていただいている関係で、少し配食数が減っているのは確かです。とはいっても、配食の協力店さんの御協力が必要になってくるわけですので、御協力店さんに出かけて、元気な方には協力店さんのほうにお出かけいただいて、このシステムを盛り上げていくようなことも、今、考えているところです。次に、いきいき銭湯

の関係ですが、確かに松の湯さんのほう、古くなって、昨年も水質の問題なんかいろいろ出てきておりますが、設備のほうも松の湯さんのほうで改修していただいて、今、順調に御利用いただいているところですが、何分、古い施設であるということで、今後どうするかということですが、いっぷくのお風呂もありますし、吉浜のほうのケアハウスのお風呂も利用できる状態にあります。今後ですね、お風呂だけじゃなくて、プールですとか、いろんな介護予防も含めて検討してまいりたいと考えています。最後に、リバースモゲージ事業につきましては、制度を創設して依頼、御利用はありません。私どものほうで田舎というわけじゃないですが、先祖代々受け継がれてきた資産というものを、自分の代で失うというところに抵抗を持ってみえる方もやっぱり多いというところが、一つ問題であるのかなということは考えております。とはいうものの、こういった制度をうまく使っていないと、今後の生活がうまくできないということもありますので、少し、制度のあり方というのを考えていきたいと考えています。

問（12） 配食サービス事業については若干の利用対象の見直し等もあったということですが、例えば条件が厳しくなって、従来、受けれた人が、受けられなくなってしまったとか、また、そういう要望と、この、窓口の基準との関係で矛盾があって、本人は不服ながら帰っていったとか、そういうような事例があるかどうかということと、それから、いきいき銭湯については、将来のことについても一定検討を始める段階のような答弁であったかと思うんですけど、やっぱり、こうした施設は必要であってね、ぜひ今の施設を活用するということであれば、一定の大幅な改造も含めて利用者が快く使えるような施設にしていくべきだと思いますし、そういう点では前向きな検討が求められるということでもあります。それから151ページの子ども医療費の関係で、先ほど、歳入のところでちょっとお聞きした内容があるもんですから、151ページで、1億933万3,000円ということで、これについても昨年の予算が1億4,437万円ということで、大幅減になっておるわけですが、これについてはどのような状況でこういうふうになっているのかということについて答弁をお願いします。

答（保健福祉） 先ほどの配食サービスの関係ですが、対象者を厳しくしたということじゃなくて、16年からの制度にのっとなって、真にサービスを必要とする人に限定するというようになっております。とはいうものの、お一人お一人生活してみえる中で、いろんな条件がかわってまいりますので、それぞれの方に応じた対応をさせていただいておりますので、特に利用が受けられなくなって、お帰りいただくという方はありません。

答（市民窓口） 子ども医療費の減につきましては先ほども御答弁させていただきましたとおりですね、平成20年度の扶助費の計上にあたりましてですね、実績等がないということもありまして、国保の年齢階層別一人当たり医療費に基づきまして、見込額を算定して計上させていただいた、それが1億4,000万円余の数字であったということでございます。20年度になりまして、実際に支給を開始したところですね、最終的に20年度の決算見込みといたしまして、1億600万円ほどの実績になろうかということがございまして、20年度の予算につきましては3月補正予算において減額させていただいたと、こういう中で21年度、若干の伸びを見込む中で、こういった数字で計上させていただいたということでございます。

問（12） 同じく151ページの子育て支援医療事業というのがあるわけですが、これは当市の医療費の助成事業かと思いますが、当初の見込み、いわゆる医療を受けて、実際に2/3助成を受ける率というのが非常に問題になると思いますが、前年度の実績ではどの程度になっているのか、それについてもお答えください。

答（市民窓口） 実際、この部分につきましては、20年度よりも若干増額させていただいているということもございますけども、これは平成20年度の支給実績がですね、当初見込みを大きく上回しまして、最終的にですね、3,900万円ほどの支給実績になるということがございまして、そういった給付実績を踏まえて、こういうふうに数字を上げさせていただいたという中で、申請率というお話でございますが、20年度につきましては、予算の比較ということでお許しをいただきたいと思っておりますけども、

当初予算計上額とですね、実際の支給額の割合で申し上げると129%ぐらいになるということでございます。

問（12） 今、子育て支援医療事業ですが、御承知のとおり、高浜市が2/3助成ということで、周辺他市が無料化をしているわけですが、そういう点では今年度に当たって、そういった検討をしてこなかったのかどうか、それについてもお伺いします。

答（市民窓口） この件につきましては、施政方針の中でも申し述べさせていただいたとおりでございます。

問（4） 145ページですね、障害者社会参加推進費の職場適応援助者試行事業と、それから、障害者就労支援奨励金支給事業というのが、半減になっているんですけども、実績を踏まえて今後の見通し、あるいは、各企業がそれぞれ考え方がどうなっているかというのを見越しての部分なのか、お聞かせいただきたいんですが。

答（地域福祉） まず、145ページ、職場適応援助者、ジョブコーチでございます。これはですね、今年度、半額ということで、減額をさせていただきましたが、今回、ジョブコーチ試行事業につきましては、チャレンジサポート高浜におきましては、開所以来ですね、19年に4名、それから20年度、今、現在までで6名の方が就労に就いておられるという中で、今後、就労に結びつくという対象者が少なくなったということの、これは減ということをさせていただいております。それから、就労奨励金でございます。この就労奨励金の減額につきましては、1日当たり通所すると175円を支給するものでございますが、御案内のとおりですね、現在、利用者負担というのが1/4と、低所得者に対する軽減措置というものがされておる中で、当初、組んでおったのがですね、限度額3,750円の利用者負担額を見込んでおりましたが、今の緊急措置によりまして、1,500円という上限額になったものの減額という予算計上をさせていただいたということでございます。

問（4） 本当に効果が出た形での減額ということで、非常に評価ができると思います。ただし、今の時代ですので、さまざまなことが考えられま

すので、また、いざとなったときには、補正なり組んでいただいでですね、障害者の就労支援に向けてですね、御努力をいただきたいと思います。

問（17） 165ページのたかはま夢・未来塾運営委託料が、今回、150万円減額になっております。この理由と、本年の事業にどのような影響というか、見直しというか、もしありましたらお願いいたします。

答（こども） 未来塾の委託料の減額についてでございますが、今年度ですね、20年度までは、未来塾プログラムにつきましては、その都度その都度、塾生を招聘して、募集して行うという方法をとっておったんですけども、21年度からはですね、ロボットクラブと今までやっております発明発見クラブ、それと夢未来プログの一つの夢未来クラブという形にして、単発の講義ではなくてですね、連続的な講義を行うことによって、より専門的な学びの場をつくりたいということで、見直しをしております。その中でですね、このクラブを二つにしたということで、若干の事業の見直しがあったということの減額部分と、それと会員の方がですね、いろんな人脈というかですね、関係の中でですね、例えば今年度、五つのテーマでやる予定なんですけども、科学ですとかそういったものの中で、今年、名古屋大学のほうでノーベル賞が出たと思うんですけども、その中で、おもしろ科学実験という、科学や物理に興味を持ってもらおうということで、そういった講師の方を、お知り合いの方、有名な方、いろんな授業のできる方ですけども、そういった方が非常に格安で講師として来ていただけると、そういうような形での見直しの結果、委託料を減額させていただいたものでございます。

4款 衛生費

問（6） 説明書の171ページ、母子保健事業の扶助費、妊婦・乳児健康診査費、国の平成20年度、第2次補正予算に盛り込まれた妊婦健康診査臨時特例交付金を財源として、この検診を14回にふやし、実施することを見込んだものでありますか、ということと、その下の、予防接種事業の委託料について、詳細の説明をお願いします。

答（保健福祉） 妊婦・乳児健康診査につきましては、委員御案内のとおり、現在、7回の検診を14回にふやし、実施することを予定しております。なお、6回から14回までの9回分に要する費用の1/2につきましては、愛知県が国からの妊婦健康診査臨時特例交付金を積み立てました基金が充てられることとなっております。それから、予防接種事業の委託料につきましては、今年度、少し整理させていただいております。内容につきましては、予防接種法に基づき実施すべきものだけで、昨年度とほぼ同様となっております。個別予防接種委託料につきましては、市内の医療機関で個別に行う乳幼児を対象とする麻疹風疹混合予防接種、それから、ジフテリア破傷風予防接種と、高齢者を対象としますインフルエンザ予防接種となっております。それから、集団予防接種委託料につきましては、保健センターのほうを会場としまして、集団で行います乳幼児を対象としますポリオ、それから、ジフテリア破傷風百日咳予防接種、それからBCGとなっております。なお、日本脳炎予防接種につきましては、現在、接種のほうを見合わせているところですが、当初予算のほうに、この分、今回、計上しておりません。しかし、先日、厚生労働省のほうで新しいワクチンが開発されて、製造販売が承認されておりますので、今後、予防接種の再開が見込まれております。再開された場合につきましては、出来る限り早い時期に対応してまいりたいと考えておりますので、その時にはまたよろしくお願いいたします。

問（12） 4款1項3目、173ページの地域医療の補助金ですね、病院事業運営費補助金ということで、2億6,465万6,000円というのが計上されてますが、4月から発足する刈総高浜分院の補助金になっておるわけですが、4月からの発足の診療体制、当面、最終的には、あの協定にある中身そのものか、若干でも変化があるのかどうか、それについて最初に。

答（病院管理G主幹） 4月からの診療体制でございますが、医療法人豊田会と締結させていただきました高浜市立病院の移譲に関する協定書の内容のとおりでございます。外来診療につきましては内科、外科、整形外

科及び眼科を標榜してまいります。また、入院に関しましては、すべて療養病床という形でスタートさせていただきます。また、訪問看護事業ですとか、訪問リハビリといった、在宅医療につきましても、今年度同様に継続して行っていただきます。また、検診業務につきましても、4月以降、検診の場所を充実していただきまして、現予定では6月から総合健診、人間ドック等を再開されるというように聞いております。

問（12） 私ども、市民からの要望等でいきますと、救急医療体制の復活というようなことがね、今日、明日というのは難しいにしても、希望が多いわけですが、そういうような点では、当面、現在のスタートの協定の内容だということではありますが、いわゆる将来に向けて、市としての望む方向というものは持っているのかどうか、それについてもお伺いします。

答（病院管理G主幹） 救急医療につきましては、現在、医療法人豊田会と、経営統合委員会、あるいは作業部会の場合において協議させていただいておるところでございます。医療法人豊田会の考え方といたしましては、刈谷市と高浜市を広域で考えまして、効果的、効率的に刈谷豊田総合病院本院において救急医療を一本化して行うというお考えでございますので、現段階では高浜分院において救急医療を行っていく考えはございません。ただし、今後、市民の皆さまからの医療ニーズ等、高い要望が出てきた場合には、医療法人豊田会のほうに私どものほうから救急医療について、ぜひ再開していただきたいという申し入れは行ってまいります。

問（12） 協定の内容で、例えば、いろいろな条件がありますが、例えば双方に再協議が必要な場合という、特別の場合というのも対象に入るかと思いますが、例えば、市の財政状況、さまざまな状況がありますが、一段と厳しくなったというような場合に、それはこの再協議の対象になるのかどうか、この協定の考え方について一つは伺っておきたいと、それからもう一つ、例えば、今年9月、市長選があるわけですが、病院のあり方について新しい市長が別のことを提案して、その提案で通ったと、これはなるかならんかというのは先の話ですが、それが、この協定について、病院のあり方について違った公約で、例えば出ていったと、当選したというよ

うな場合も、そうした場合はいわゆる再協議が必要な場合という条件に該当するかどうか、その点については仮の話ですが、どういうふうになるのか答弁願います。

答（病院管理G主幹） まず、医療法人豊田会への財政支援につきましては、今回、取り交わしをさせていただきました協定書に別紙3という形で詳細に記載してございますので、記載してある内容につきましては原則的に曲げることはできません。原則的に何年間は補助をする、あるいは移譲後何年目からは補助をするといった内容につきましては、これは豊田会と協定書を締結しておりますので、この内容については協定書どおりに粛々と実行してまいる所存でございます。また、市長が、4月から医療法人豊田会の理事に就任いたしまして、医療法人豊田会の経営に参画をしていくわけでございますが、市長選後に新しい市長が方針を変えられて、協定書の内容に沿わないようなことになった場合は、やはり医療法人豊田会と私ども高浜市が、改めて協議させていただき、協定書の内容で変更できる部分につきましては、変更していただくようお願いする所存ではございますが、現行では協定書どおりの内容で地域医療を守っていただくということをベースとしております。

問（12） そうすると、将来にわたって一定の拘束があると、しかし、これは例えば情勢が激変した場合というのはね、これはいろいろな点では協定そのものについていうと、再協議が必要なことになるんじゃないかと思うんですが、それでは、同じく173ページのエコハウスの関係ですが、エコハウスの利用状況、それから、設備の利用目的、これ、取り組んで1年経過しようとしているわけですが、どういうふうに評価しているのか、その点について最初に伺います。

答（杉浦副市長） 先ほど、病院の協定書の見直しを含めた話ですが、これは協定書というのは一つの契約で、当然、私の方も弁護士とも相談しておりますし、豊田会も弁護士側と相談されておるわけでございます。その中で、第2条にありますように、10年以上、病院の運営に努めるということ等を踏まえましてですね、基本的にそういう、変える協議というのは、

基本的にはないということで私どもは考えておりますし、そういうことがあれば、法の中で損害賠償を含めた中で起きることだと思っておりますので、そういうことはあってはならないと思っておりますので、よろしく願いします。

答（市民生活） 高浜エコハウス事業の関係でございますが、利用者数、2月末現在で9,100名を超えております。恐らく3月末にですね、1周年記念のイベント等も打っていきたいと思っておりますので、1年間で1万人は超える、4人に一人の方は御利用いただいたということで、この実績についてはある程度満足いたしております。それと利用状況の中でですね、エコハウスの利用目的にかなう介護予防事業でありますとか、そういったものは順調にやっております。で、目的外利用もですね、施設の音響効果はかなり高いというふうに評価されておるとは思っておりますが、いろいろ、趣味の世界で御利用もいただいておりますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

問（12） 今日、明日の分別のあそこのスペースの関係が、体験的にということで、見る範囲では、その利用が低いように思うんですけど、もっと有効に活用するような検討はできないのかどうかという点が一つ、私が時々寄ったときの印象で感じておりますので、その辺について、もし考えておれば、それについても伺いたい。それから、173ページの関係ですが、環境保全推進ということで、今、環境問題、大変叫ばれていて、例えば再生可能なエネルギーの活用というのも、当市でもいろいろなことについて施策、検討はしていると思いますが、そういうものをより促進するというので、先の一般質問で井端議員の質問の中で一定の答弁があったわけですが、やはり積極的に自治体としてそういうものを推進するということが一つは求められると思いますが、その点について、例えば太陽光発電とか、風力発電とかね、他にも考えられるいろいろなものがあるかと思いますが、そういうものについて積極的に助成を進めていくような検討をしているのかどうか、今年度の予算の中には、そこがちょっと見られないわけですが、それについても答弁をお願いしたい。それから、179ペ

一ジの関係で、分別収集等の取り組みの中で、各地域でそれぞれ分別収集をやっているわけですが、市民が輪番で多くは立ち番を行っているということで、かなり高齢化が進んで、立ち番の確保というのも非常に大変な状況になっているということは、時々多分、市としても聞いているかと思いますが、その辺の考え方について検討しておれば、それについても答弁をお願いしたい。それから、179ページの関係で、ごみ収集業務ですね、これについても1億9,000万円ちょっと載っているわけですが、これについても、先ほども公契約の関係で、いわゆる収集作業そのものの単価、労賃等について、どのような考え方で契約しているのかということについてもお伺いします。

答（市民生活） まず、エコハウスの分別学習エリアの件でございますが、水野委員、最近行かれたかどうかわかりませんが、あそこのエリアにですね、ゴミを前は容器の中に入れておって、上から見ていただくというような形でやっておったんですが、それだとなかなか見にくいということで、今、掲示板のところへ、その資源ごみを掲示してですね、通常、入ってきてすぐ見える状態で、見える化を図っているということもございます。利用状況については、転入者等には、一度、足を運んで、見ていただきたいということで、今も実際、やっておりますので、今後もそのやり方で継続してまいりたいと考えております。続きまして、環境保全推進ということで、再生エネルギー、井端議員の一般質問にもお答えしました。私ども、国のほうが補助を復活させたということで、この数カ月間、他市で補助事業を持っているところと、私どもの設置基数がどうかというのは、一度見極めさせていただきたい。そこで本市の基数が少ないということであれば、これは検討の余地があると考えておりますので、よろしく願いいたします。それと、分別収集拠点での輪番制の関係でございますが、確かに、町内会行政連絡会のときでもそのような御質問がございました。地域によってはですね、若い方が少ない地域が今後出てきて、一つの拠点を当番で回すのが非常に難しいというところが今後もあることあるというふうには予想しています。その時に、そうなればその地域全体がですね、世帯が少

なくなってきたということにも起因しますので、分別収集拠点の統合等も一つの方法として考えていただきたいというようなことで答弁をしております。それと、ごみの収集運搬の人件費の関係ですが、私ども、全国的な統計の中で、通信、運輸関係の給与というのを参考にさせていただいております。ただ、全国的な統計なので、こういう景気の潮目のときに、それがうまく反映できないところがありますので、これは私どもの判断の中で、その単価を見させていただきますが、一応のところは全国的な統計の中で給与単価を見させていただいているということでございますのでよろしく願いいたします。

問（12） 再生可能エネルギーの関係については、他市の動向も見てということですが、当市の姿勢としては、より、いつも積極的です。この点でもね、特に今、景気対策等も言われているわけで、環境に優しい方向に一定のいわゆる設備等が進んでいくということは、方向としては間違っていないので、そういうものを促進するということは、より前向きにやるべきではないかということを感じております。それで、同じく、4款2項2目の関係で、18ページですが、ここで、墓地の関係ですね、これが20万2,000円計上されていますが、こもればのすぐ西にあるあそこが、かなり満杯に近づいているかと思いますが、現在の空き状況と、今後、墓地について、以前の一般質問のときには、市としてそういうものを取り組むことが必要かどうかも含めて、今後検討したいというような答弁もあったかと思いますが、今の時点で、墓地に対する市の考え方も含めて答弁願います。

答（市民生活） 今、高浜南部の霊園の残につきましては、2月末時点で13区画と認識しております。その他の霊園の中で返還をされた区画もございまして、今後はそこも含めてやっていきたいと考えております。それで、そうは申しましても、全体のキャパのところは限界に近づいているというのは、そのとおりでございますが、過日の一般質問にお答えしましたとおり、今後、迷惑施設と言われている墓地を作っていく中で、市営墓地という形ですね、市のほうが考えていくということは、今のところ考

えておりません。地域持ちの墓地で、地域のほうからいろいろ要望があった場合、それに対して土地を探すとか、そういったことに対しての共同的な動きというのは当然やっていくべきだと思いますが、市立墓地といえますか、そういう市が積極的にやっていくという考えは今のところ持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

問（15） 179ページです。真ん中の辺にあります補助金で、高浜市生ごみ堆肥促進補助金とございますが、これはチャレンジサポートの中のことでしょうか。まず、それについて確認したいと思います。

答（市民生活） この補助金でございますが、これは市民の方が生ごみ処理器を購入、あるいはコンポスト、バケツ、こういった購入をされた方に対する補助金でございますので、チャレンジサポートたかはまの部分とは関連はございません。

問（15） それでですね、例のコンポストだと思いますが、使用状況というんですか、一時、たくさん利用されていたんですが、最近の状況はどうでしょう、この補助金は。

答（市民生活） 実は、生ごみ処理機のほうですが、スタート時点ではかなり補助を受けていただいた。で、あるところですね、生ごみ処理機というのは当然、電気をかけてですね、ある程度熱を加えていくというようなことで、あまり環境的には優しくない部分もあるというようなことも若干、ちょっと雑誌等でも出てきたということも承知はしております。で、コンポスト、バケツのほうはですね、定例的にかなりの数が出ておりますが、若干、生ごみ処理機のところは最近、補助のほうは落ちていると認識しています。

答（市長） 先ほど、12番委員の市立病院のお話ですが、先ほど委員は、救急医療のことを要望されていらっしゃいます。こういうことを要望しておって、やはりこの協定の持つ重みをぜひ考えていただきたい。そうでなければ、どういうふうに私どもが努力してやってきたかということ、そして、これからもそのような考え方でやっていこうという、それをある面では、逆にいうと、こういうお話が先方様に漏れ承ると、高浜市というところ

ろに対する、私は信頼関係がなくなってしまったら、せつかくのこの病院というのは、皆様方が望まれて、これからもやっていくという、こういうやはり、理念を私どもが持っていないと、これは恐らく、ある面では水泡に帰してしまう。それは最終的には地域医療を継続できなくなるという、そういうことをぜひお考えいただければと思います。

問（４） 177ページのごみ減量リサイクル推進事業ですが、昨年9月定例会で私ども議員提案させていただきました高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の関連予算がこの中に入っていると思いますが、この中で見えない詳細というんですかね、その部分の御説明をいただきたい。

答（市民生活） 177ページのごみ減量リサイクル推進事業の中で、まず、消耗品費が1,814万5,000円計上されておりますが、その中でですね、まず、環境美化推進員等への貸与品といたしまして、腕章、マグネットシート、のぼり旗等を予定しております。その金額が278万6,000円、それと、垂れ幕とかポスターのですね、市民の皆さまへの周知品といたしまして20万円、それと、ポイ捨て等の禁止看板、分別収集拠点用の設置看板、自動販売機に貼るシール等々の看板類を予定しております、それが145万5,000円等々でですね、消耗品関係で489万1,000円が関連予算となっております。そして次、179ページのほうに記載がございますが、不法投棄等ごみ処理業務委託ということで、平日の5日間をですね、フルタイムで1名、市内のパトロールを初め、不法投棄物の現場の写真の撮影でありますとか、内容物の調査によって違反者の特定を図っていく、それと、違反者が特定できない場合はですね、速やかに現地のほうを復旧するという、そういったことをやっていくという委託を考えておりまして、それが252万1,000円でございます。それと、機械器具費で76万9,000円を計上いたしまして、これは軽トラック1台を購入する予定でございます。その関連で燃料費として8万円、自賠責保険料が1万9,000円、自動車重量税も9,000円と、これが関連予算でございます。最後に、環境美化推進員の方にボランティア保険に入っていたらこうということで、100名分の2万5,000円

を予定し、合計で831万4,000円を計上しているものでございます。

問（４） ありがとうございます。予算をきちんとつけていただきましてですね、本当にありがたく思ってますけども、予算がつけばそれでいいわけじゃなくてですね、この条例がきちんと施行され、市民の意識がかわっていくということが非常に大事なことだと思っておりますので。で、その中でですね、環境美化推進地域を指定して環境美化推進委員を委嘱するということになって、今、ボランティア保険の件もお話がありましたけども、美化推進員に関する進捗状況というんですかね、その辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

答（市民生活） 現在、その関係につきましては、広報、ホームページ等で公募中ですが、今のところ、まちづくり協議会を中心とする市民団体のほうはですね、一応確認をいたしますと、もう少し組織のほうを整っていただくか、会員の中からのボトムアップ的な声ですね、もう少し大きくなってからというようなことで、ある程度様子見という状況のようであります。それと、実は、先週の金曜日にですね、吉浜県住にお住まいの外国人の方が役所にお見えになりまして、今現在も住宅の周辺だけでなく、日本人の方に自分たちを理解していただきたいという思いで、その周辺を散歩しながら清掃をやっているということをお聞きしました。で、ぜひ、総勢で30名ぐらいおみえになるということなんですが、とりあえず活動の実績が多いのは10名程度ということでありましたので、10名ぐらいは推進員として登録したいという申し出を受けております。それとあわせて企業のほうからかなり引き合いが多くてですね、これは地域貢献という見地から、過去からでもやってこられたということで、来週のところで、ISO事業者ネットワークの会議をやるわけですが、ぜひそこで議題として取り上げてほしいというようなことで、今、進んでおります。

問（４） 本当にうれしいお話が色々出てきておるなという気がします。実はこの条例を上程するときもですね、我々議員の仲間の中から、われわれも推進員にしてほしいと、要は、議員という立場というのは、どちらかというとなんかだと言われる、そういう部分も割とあるんですよ。ですか

ら、その辺のところもですね、ぜひ今から積極的に参加していきたいと思っております。また、今月の後半には、我々市政クラブのほうから、全戸のチラシに今回のこの条例の、4月1日から施行されるというPRのものを出させていただこうという計画もしておりますので、ぜひとも我々が市民の声を聞いて上程したものですので、議員に対してもしっかりと協力する、推進をしていくという責任があると思っておりますので、様々な情報をいただきながら、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

答（市民生活）　ちょっと、先ほど若干、答弁漏れがございましたので。実は、まちづくり協議会の関係はですね、今現在もその推進員、云々ではなくて、形としては、市の方にこういうごみがあるけども、私どものほうで袋に入れておいたので片づけをとというようなことは、もう今年度からその関係では動いておりますので、将来的には推進員になっていただいて団体登録をしていきたいというような私どもの思いがありますが、その状況がなくてもですね、十分条例にのっとった動きが現在もできておるといふふうに認識をいたしております。

問（15）　私は、177ページ同じこれに関連してまいります、ごみ減量リサイクル推進事業ですね、ひとつお願いしておきたいのはですね、現在、自転車だとか車の処理は非常にきれいになっております。特に車は放置自動車なんてもうないくらいですね。ひとつは市民生活グループだけがやるのかですね、他の部署との関連してやるのかということが問題が出てまいります。現在一つですね、吉浜のほうで問題になっておるのが、いわゆる土木のほうの関係でですね、あるわけです。半年くらい前からずっとやって、一生懸命やっておってくれますが、なかなか対応してくれない人がいるわけです。道路に出ておれば、これは完全にごみだと認定はするんですが、しかしそれは個人の持ち主がちゃんとわかっておって、個人の趣味で置き場がなくて置いておるといふような状況でですね、担当のほうも非常に苦労していらっしゃるわけです。で、これをですね、4月1日からの法律を待つのかですね、現状でもですね、それは一緒になってですね、一回検討してほしいということがございますので、それはぜひとも土

木のほうとも相談してですね、対処してください。ですから、これ、推進委員だとか格好の形ばっかつくってもですね、実効性がないとなんともなりませんので、ぜひともその辺のところ条例がきちんとできるように、今北川委員からもあります、皆さん相当、一生懸命になっておってくれますが、現実なかなか難しい問題が、まま出てまいりますので、その辺は市民生活グループだけではなくてですね、関連をしながらやっていただきたいということなんです、よろしいでしょうか。

答（市民生活） みんなでまちをきれいにしよう条例の関係はですね、全庁的に対応していくという体制で今、進んでおります。しかしながら、今、委員がおっしゃられた車の関係のですね、放置自動車ということであれば、それは当然私どもでやっていくんですが、たまたま置く所がないから置いておくというのは、これはどうしても道路交通法の関係になってきまして、ごみとしての処分という考え方とは、少し違うのかなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（15） 私が言いたいのはですね、そこなんです。片方で縦行政でいくと市民生活グループなんです、置いてあるかぎり市民から見たらそれはごみというわけですね。それを道路交通法かもしれませんが、その辺の見解をですね、そういう縦割りのような発想をやめてほしいということなんです、でないと推進委員になってもですね、推進委員の方が困るわけですよ。この条例をきちんと守るためにはそのようにやらないと、では、職員の推進委員の方は何をやっておるのかという話がまた出てくるわけですね。せつかくこの4月1日からの条例を施行するという時にはですね、あまりその発想は感心しないという発想だと私は思うんですが、これはいかがでしょうか。

答（市民生活） 放置自動車、放置してあるのか駐車しているのかというのがわかるかもしれませんが、その放置自動車の処分もですね、要は、個人の財産であるべき車をですね、市のほうで勝手に処分する制度でございますので、これは期間的にもある程度かかるということで御承知をいただきたいんですが、それがたまに動いておる車ということになりますと、こ

これはやはりその市の責任としてですね、勝手に片付けてしまうということは、当然後々、市のほうの責任問題にもなるというふうには認識をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

問（15） わかりました。自動車のほうはですね、ちゃんと条例ができておましてやっておっていただいております。一つ私が言うのはですね、動くものではなくてですね、道路に置いてある物です。趣味のものかもしれませんね。そういう物が現実にあるわけです。そういうところを土木のほうに前からもお願ひしておりますんで、ぜひともですね、その辺は一緒になって全庁的なら、全庁的ですね、検討してください。そのお願ひです。

問（12） 先ほど市長の答弁から、答弁か反問かちょっとよくわからないですけど、内容としては、私の質問をちょっとこれは誤解しておるのではないかという点がありますんで。私が質問しているのは、その契約の内容で例えば、情勢が激変したというふうになった場合、例えば100年に一度の不況はどうもそれは対象に入らないというような、先ほどの副市長の答弁もあったようですが、双方契約者がそのまま継続することができない事情が何らかの形で出たとき、ここに表されてないような内容で再度協議というようなことが可能かどうかということを知りたいわけで、先ほどの答弁の中身からしますと、一方が不履行というものしかどうも該当せんのかどうか、その確認だけお願ひします。

答（病院部） 協定書の第19条にですね、この協定に定めのない事項については、定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときには、甲乙協議の上定めるということになってございますので、こういう協定書にないことについてはですね、きちっとお互いに協議をするという形になってございます。

問（17） 173ページですけども、委託料の件で在宅当番医制の運営委託があります。これは去年は70万7,000円ですね。今回366万1,000円が計上されています。で、去年の場合、これ補助金が288万3,000円でありました。今回見ますと補助金ありません。というこ

とは、これは一本化されたというふうに考えてよろしいでしょうか。これは。

答（保健福祉） 委員おっしゃられるとおりでございます。

問（17） 去年が要するに委託料と補助金が分かれておったのに、何で今年が要するに一本化された、ちょっとこの説明をお願いします。

答（保健福祉G） 従来ですね、平成16年まで国の救急医療対策事業のほうの補助金がございます、国から県のほうにだされて、そのお金がまた市のほうに入ってきて、それを各医師会が運営していただきます、在宅当番医の事業に対して補助金という形で出しておったわけですが、それが16年度のときになくなっておまして、ただその時にそのままずっと補助金という形で補助事業として私どものほうが取り扱っておったものですから、今回、歯科医師会のほうの休日の歯科をやっていただくことをお願いしたものですから、これを機会に補助金という制度から委託という形に切り替えをさせていただいております。

5款 労働費

質 疑 な し

暫時休憩いたします。再開は14時15分。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時10分

6款 農林水産業費

問（12） 187ページ、上のほうにあります、明治用水の関係です。

6款1項3目、この中井筋改修工事、5,813万5,000円というふうに計上されていますが、この内容、それから必要性は、どういう点でこの改修が必要なのかという点もあわせて答弁願います。

答（地域産業） 改修のですね、内容につきましては昨年度、20年度につきましては、6億円の事業費が21年度につきましては、県の事業費が

1. 5倍に増えまして9億1千万円に変更になったものに伴う増額でございます。必要につきましては、流量の安定を図る、いわゆる防災関係と水に親しむということで、事業としましては、中井筋の明治用水の流量等、防災の治水です。

答（都市政策部） ただ今の必要性ということでございますが、これはもう御承知のとおり中井筋自体がもう老朽化しておるのが一点とそれとあと排水不良、年々、安城、刈谷、高浜、特に吉浜地区から刈谷地区におきましては農地のほうのじん水被害が起きておるということで、それに伴って一応改修するというところでございます。それで、改修に伴ってはいろいろ地域から意見いただいて、そういったものを生かして改修していこうということで進めている事業でございますので、よろしくお願いいたします。

問（12） そうすると確か傾斜になっていたのを垂直にして幅を広げるとかそういう内容になっておるかと思いますが、これはこの地域では農水で取水しておるというのは、今の工事やっておるから下の部分は確かないんではないかと思いますが、その点についてはいかがですかね。

答（地域産業） こちらのほうは、ありません。

問（12） 高浜だけではちょっとこれはものが言えん。上流の水量との関係で避けられないかもしれないですが、用水として使っていないということであれば、あそこから下の部分、すでに去年一昨年と以前から改修が終わっておると思うんですけど、こういうところでは、名鉄の下、それから大山公園まで辺りは、暗渠化してますわね。それより上の部分については開口でいくのだと思いますが、暗渠化されたところについていうとあの上が雑草が生えていて、何も利用していないということで、こういうものについては、有効利用については考えていないのかどうか、それについても伺います。

答（地域産業） 上部につきましては、また今年度の事業としまして調査項目で挙げさせていただいております。上部利用は水に親しむということで考えさせていただいております。

問（12） 開口した用水の場合には、水に親しむということが出来るか

と思いますが、大山公園の北、名鉄下の周辺については完全に暗渠化していると。それより下の部分はまた赤松住宅の隣から海までは、普通の用水になっておるわけですが、暗渠化しておるところの土地というのかね、これについては例えば大山公園なんかは駐車場が非常に少ないということでそういうものに利用なんかも含めて検討しているのかどうか、それについてお伺いをします。

答（杉浦副市長） 中井筋につきまして、まず暗渠と排水路の考え方なんです。管理用道路があるところについては開水路、管理用道路がないところについては土地を新たに買って管理用道路を作るより暗渠にしてその水路を管理するという基本的な考え方になっております。それで御案内のように一部暗渠の上部につきましては、今後、その地先の地権者の方でいろいろ上部利用について異論もございます。そういった点で今後ですね、いろんな方の御理解の中でどういった利用ができるかは検討していきたいと思っております。それから特に大山緑地の隣につきましてはこれについてはそういう問題はございませんので、今後県に積極的に有効利用できる、またはそういう人がとか、駐車場がちょっと可能かどうかは、それはちょっと難しさはありますが、検討は可能だと思っておりますので、また今後御理解と御協力をお願いしたいと思います。それともう一点、最初言いましたように、そもそも、これ東海豪雨でも御案内のとおりでして、中井筋に途中に堰もあります。そしてあれが非常にオーバーフローする人災的なものがございます。確かに高浜地先は、もっぱら排水にはなっておるわけですが、流下能力は非常に悪い状況で水害という被害もあります。そういったことで、高浜と刈谷と安城の受益面積割で費用負担をしておるということございまして、やっぱり高浜にもメリットがあるし、刈谷市内が特に農地、水田の排水不良という、そういうことが起きて、強い要望もあったことも事実でございます。そういった面で、この中井筋改修は、治水からも農業の振興からも効果はあるというふうに考えて事業行われておるといふふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

7款 商工費

問（4） 193ページですね、商工業振興費、中小企業支援事業の信用保証料の補助金の関係でございますけども、昨年夏以降の世界同時不況の中で、さらにまた悪化をたどっておるといような経済状況であるわけですけども、昨年の実績という部分からこの予算というというのはたてられないと思うんですけども、どれくらいのことを見越して予算を計上されているかお聞かせいただきたいんですけど。

答（地域産業） 1月の現在では、金額的には3,400万くらい保証料を助成しています。これには油が含まれておりまして、実際、今年の3月31日で、時限立法で終わるわけなんですけど、御承知のように規則改正をしまして、商工振興資金のほうの限度額とか保証料率の率を上げておりますので、それを若干見込んだ分ということで御理解願いたいと思います。

問（4） 素早い対応というか、そういった部分の中で、ありがたいことだというふうに思っております。私ども市政クラブはですね、江戸川区へ視察に行ったときにですね、江戸川区の区独自の貸付金制度というのがあって、上限500万ということと言われておったんですけども、そういうものも必要なのかなということはその時は思ったんですが、実はそれが非常に大きな不良債権になってしまって取れないというようなことですね、それこそ債権管理条例が大変な状況ですよ、ということも伺っております。支援をする、支援をいただけるということは非常にありがたい、非常に大切なことかもしれませんけども、その辺のところというのは、今後ですね、今以上に悪くなるというようなことになった場合に、何らかしらの市のこう、考え方っていうのが必要なのかなということも、やっぱり若干残っておるものですから、そういったところに対して何かしら意見を伺わせていただきたいなと思っただけの質問なんですけども。

答（都市政策部） 12月の北川議員の一般質問の折にもちょっとお答えさせていただきましたとおり、また今グループリーダーが申しましたとおり、30万円の原油原材料高に対応する補助金というのは、この3月いっぱい終わりますが、環境適応資金は限度10万円ということで、補助は

据え置きでございますが、商工業振興資金につきましては一応そのときも御答弁で申し上げたとおり20万円、限度額を上げるということで、21年度は対応していくということで、今、予算のほうは組んでおります。これは当然、今後また県、国等々からいろんな支援策が出てまいりましたら、その都度、市としても対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

問（4） ぜひともですね、一番大事なことは何かと、こういうシステムというんですかね、こういうものを知らないという方がいることというのは、一番悲しいことにつながるものですから、ぜひともその辺のところをしっかりと、PRというんですかね、よくわかりませんが、相談窓口みたいな部分、そういったところを充実させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

問（12） 193ページの一番下に工場等増設促進奨励金というのが、600万8,000円、それから雇用促進奨励金100万円ということが計上されておりますが、これの内容についてお伺いします。

答（政策推進） 今回の奨励は、平成19年度に、企業誘致の条例を制定させていただきまして、平成20年度に、都市計画税と固定資産税の納付をしていただき、窯業関係の企業様が1件、今回奨励できることになりましたものですから、その分が608万円となっております。それとあと雇用の部分が、5人分の雇用がされるということで、その分を100万円予算計上しております。

問（12） 1件、それはどういう会社なのかということと、それから、奨励は、固定資産税等は、何年間これは減免だったですかね、それもあわせてお願いします。

答（政策推進） この奨励は3年間です。それと、この会社はですね、瓦産業でございます。

問（12） もう一点。195ページの関係で。いきいき号、コミュニティ交通費の関係で、これ長い間、当市が取り組んでいるいきいき号の取り組みですけど、それをこのふやすための、利用者をね、ふやすための検討

ということは、どの程度やられておるのかと。それから従来から利用者は高齢者ということで、多くは市立病院へ通う、そこに便宜を図るとというのがひとつの大きな狙いであったと思うんですけど、今度は分院になるというようなことで、多少、今まで救急等もやっていた時代からみると病院の果たすこの役割というのが相対的に比率が下がってきたと思うんですね。そういう点では、当市の分院のもとが刈総ということで、そこへこの高齢者が通えるような、そういういきいき号の乗り入れの検討というようなことについて、まだ具体的には提案されていないと思うんですけど、検討しておるのかどうか、それについてもお答えください。

答（市民生活） まだ私ども検討段階ではございますが、近々にですね、地域公共交通会議というのを立ち上げてですね、委員おっしゃられた市外への乗り入れも含めて、また市内のルートもですね、もう少しその一周の時間も短縮したいというふうには考えておりますので、いろんな方法があると思いますけども、早急に検討に入ってまいりたいというふうには考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

問（12） それはいつごろを目標にしているのかという点と、同じように近隣市辺りでもそういうコミュニティバスを市域を越えて乗り入れているという実績もあろうかと思いますが、調査しておればどこでどういうことをやっておるといふことも含めて答弁願います。

答（市民生活） 時期についてはですね、可及的速やかに検討に入りたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。それと市域を超えた乗り入れはですね、いろんなところで実質やっておみえになります。知立さんが東刈谷、あれはプールの関係もありということで、これは私どもがサンビレッジに乗り入れておると同じ考え方だと思います。それと近々に碧南市さんのほうが、安城市さんの東端の辺りバス停の近くに今まで500メートル程度離れておったのを近くに設置をして乗り換えができるような形にしたいというようなことでありましたけども、実際その乗り換えの時間がですね、うまくなかなか合わないということで、その辺は苦慮はされておりますが、方法としては考えておみえになるというこ

とでございますので、私どもといたしましても、可能であれば直接乗り入れていくっていうようなことをベストだというふうには考えておりますけれども、それができなければ何らかの形でうまく他市との接点のところへですね、乗り入れていきたいというふうにも考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

8 款 土木費

問（12） 197 ページ、8 款 2 項 1 目で市道新設改良事業の関係で、ひとつは委託料で市道五間道路の設計業務委託料の 465 万の内容とそれから人形小路についても同じように設計委託料の中身と、それから新規事業の 8 ページに載っている、さっきの予算総括でもちょっと出ておりましたが、吉浜高取線の新設改良事業の 5,000 万円の内訳というのかね、設計の関係がここに 479 万というのがちょっと出ておるので、それとの関係でどういうふうになっているのかということについて、まず最初にお伺ひをします。

答（都市整備） まず、市道五間道路線の道路設計業務委託についてお話をさせていただきます。この委託は、今年度、この 8 月ですか、床下浸水が一件あったということで、五間道路の排水の見直しを一度やりたいというところで、今回あげさせていただいている委託料でございます。それと人形小路の関係ですけれど、吉浜高取線 3 号だとか古新田蛇抜駅学校線、北屋敷 6 号線、6 路線ほどのまだ人形小路の整備区域残がございます。今年度は道路交通事情を考え、委託のほうでカバーをさせてもらいたい。拠点づくりのために道路工事は控えるということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答（計画管理） 市道吉取線の内容でございますが、この間も 9 月議会でしたか、一般質問のほうでお受けいたしまして、お話をさせていただいておりますが、延長は約 70 m でございます。両側、掘割の道路を作りますので、鋼矢板、用いまして擁壁形式にいたしまして、両側には従来の道路のように側溝を作ってですね、舗装のほうはギャプアスコンといいまして、

いわゆる滑り止めを用いた舗装をしていく、そういった工事になっております。

問（１２） 先ほどの１９７ページの設計委託料の４７９万との関係でそれは５，０００万の中に入っておるのかどうかその関係のひとつは確認と、それからこれ７０ｍが計画に入っておるわけですが、吉浜高取線ということで将来、吉浜公民館西交差点あたりに入ってくるのか、どういう形でいわゆる計画になっておるのかそれもあわせて答弁願います。

答（計画管理） まず、一番目の質問でございますが、今のこの吉浜高取線道路設計委託というのは、この５，０００万には入っておりません。これは別のもので、連続する箇所でございますけれども、いわゆる高の松様、銀座通りと呼ばれておる古新田蛇抜線という市道名がありますが、そこから今回工事を予定しております、正林寺までの道路の設計業務委託ということでございます。それから、吉取線の計画ということでございますが、今おっしゃったとおり一応計画はですね、吉浜の公民館西交差点のところまで道路計画というのはございますのでよろしく願います。

問（１２） そうしますと、主要新規事業の中の８ページ地図の中にあります、丸畑公園から今回７０ｍ、そこからある程度角度をつけて既設の高の松の辺に出てくるといことなのか、それから吉浜公民館西交差点付近の広さと、この今回つくるところの広さ、ちょっと新しくつくるほうがちょっと広いように見えるんですけど、先々はそっちのほうもある程度広げる構想なのか、そういうことについてもあつたら。

答（計画管理） まず、カーブで取り付くのかという御質問ですが、お見込みのとおりで、正林寺のところから緩やかなカーブでですね、高の松さんのところの交差点に取り付く道路計画になっております。それから今、御質問の道路の幅員の関係でございますが、実はこの今回工事をやります７０ｍ間は、全幅は、そのこちらの西側の計画よりも１ｍ若干どうしてもですね、幅が狭まった計画にはなっておりますが、あとは向こう側の吉取線、従来のところと同じ幅で取り付く形で計画しております。

問（１２） はい。わかりました。それでは続きまして、２０３ページの

関係で、幹線道路費の関係で、これは街路計画事業の中の下3つほど、衣浦豊田道路建設推進協議会、それから東海環状地域整備推進協議会と、それから名浜ですか、これは名古屋浜松ですかね、道路推進と。この一番下のこれについて言うと高浜市とどういうふうに関わりがあるのか、またこの負担金で使われている中身についてお答えください。

答（計画管理） 今の名浜道路推進協議会負担金のございすが、名浜と申しますのは、ちょうど蒲郡から海岸沿をずっと走りまして、最終的には海岸沿をぐっと回るような湾曲するような形で常滑のほうまで取り付く道路計画のございます。やはりこの道路の関係、いわゆる大きな一つの商業圏ということですね、高浜市のほうも隣接する公共団体ということに入っております。実は、活動の内容ということのございます。当然、国への要望活動、それから経済界を巻き込んだようなですね、事業の推進にあたっての協議等を行っておるということのございます。

問（12） 今の名浜道路の関係ですが、高浜とのかかわり合いでは、このいわゆる海岸線を通して常滑までという、どこで海を渡るのかどうか、そういう点では地域が直接、高浜地内に入らないんじゃないかということもちょっと疑問に思うわけですが、これも含めて、こうした道路推進がいわゆる国の大型幹線道路中心の公共事業によって日本の財政の問題が相当深刻になってきておるという実態からみると、私どもこういう協議会等についていうと加わってやっていくことについて、慎重に検討すべきではないかと、いう点についてどのような見解をもっているのか、それについてお答えいただきたいと思ひます。

答（計画管理） まず、関連ということでお答えをさせていただきます。これは当然、国のほうでいっています、高規格道路のございますので、計画道路が。当然、高規格道路になりますと、都計道路と近隣市町村ですね、アクセスという問題から申しますと、ひとつそういう点では、重要な道路になってくるということでございます。

答（都市政策部） 今の名浜道路につきましては、実は今、この西三河というですか、碧南、幡豆郡のこの辺の地区につきましては、計画区間から

調査区間ということで、一つランクが上がりました、実際、今後進めていく上での調査に入ってまいります。それというのは、グループリーダー이었습니다ように、高浜から当然、衣浦豊田線から名碧へ入って、それで海岸部がまだちょっとルートは、はっきり決まっておられません。ですけど、高浜から例えば、中部国際空港に行くルートとして419、247を経て行けるような形になるのではないかとということで、高浜のこの活性化にも大いに寄与するものだと考えております。

問（15） 200ページ、4項ですね。土木の4項の港湾の関係になると思うんですが、ひとつ、例えばですね、今の衣浦大橋の上流というんですか、北ですね。瓦の積んである近辺、あれは恐らく県の用地だと思うんですが、高浜市そのものには直接関係ないかもしれませんが、ちょっとここで確認しておきたいんですが、どこからどこまでが高浜の地域で、どの部分が県の領域になるんでしょうかね。それについてですね、お願いしておきたいのは、その恐らく海のほうだと思うんですが、伊勢湾台風以降、工事をやって、今、瓦の置いてある淵のほうがですね、相当大的な穴が開いているんですよ。この辺のところが高浜市でやれじゃなくて、私が言いたいのは、県のほうに早めにですね、その辺の一回整備をしていただいたほうがいいんだということをお願いしたいんですが、ちょっとその辺の境界のこととですね、それから県への交渉のあり方と二つについてお聞きしたいと思います。

答（政策推進） 現在、ボートパークがあるところなんですが、その土地は、瓦置き場として利用されているわけなんですが、あれは衣浦港務所という愛知県の管轄がありまして、そちらのほうが管轄している区域です。で、あそこのところに、港湾の臨港道路が入っておるんですが、それにつきましても愛知県の管轄になりますので、先ほど言いました、穴の開いたところにつきましても、高浜市から衣浦港務所のほうに出向きまして、その補修をしていただきたいということをごちらのほうから言いたいと思っております。

問（15） 参考までにそうすると、その境界というのは大体鉄道を境界

としておるんですか、ちょっとその境界線をはっきり教えてください。

答（政策推進） あそこのところはですね、衣浦港務所の管轄と水系がありまして、その区域も衣浦港務所なんですけど、隣に臨鉄が走っております。で、臨鉄の隣に国道の419がありまして、もう一個パラペットがあるんですけど、そちらから高浜市の区域になります。

問（12） 先ほど、市道新設改良、197ページですが、答弁いただいた中で、五間道路の設計業務委託の内容が、この治水排水対策ということで答弁いただいたわけですが、これは地域でいうと、どの辺になるのか、これについてお答えください。

答（都市整備） 高田線の交差点の付近から坂上橋までの間を考えています。

問（12） ちょっと今のその線がよくわからないんですけど、例えば店とか何かその付近だとちょっと教えてもらえば。

答（都市整備） 平安食堂から上がった交差点、鉄道を渡りまして、おおでんちこの白地屋さんの交差点から碧南方向よりの坂上橋、都築建設工業のところまでを考えております。

9款 消防費

問（4） 209ページ、消防団活動事業に関してですけども、新聞を拝見したところによると、消防庁の表彰をいただいたということで、ほんとに喜ばしいことだと思いますけども、それでもですね、やはり消防団員が非常に減っておるというんですか、ふえないということも伺っております。で、PR費みたいなもの、例えば、PR用のビデオだとかDVDだとかよくあると思うんですけども、そういったものを使ってというようなことっていうのは考えられないのかなとちょっと思ったことがあるんですけど、そのPRに関しては、その消防団員方々個々で町内会だとか、そのさまざまところをまわってやってみえるんですけども、なかなかそのツールとしてなくてですね、細かいところの説明ができないというような場面もあるやというふうに聞いております。その辺のところをどのようにお考えでし

ようか。

答（生活安全） 消防団員の勧誘のためのPRについてということでございます。今、PRビデオとかDVDというお話が出たんですけども、総務省のほうでですね、消防庁のほうでやはり全国的に消防団員のなり手がなかなかいないということで、総務省、消防庁のほうで全国共通のですね、消防団員の紹介、それから勧誘、そういったビデオ、DVDを制作しておりますので、そういったものは私どものほうにも流れてきておりますので、そういったものの活用もですね、考えてはおるんですが、なかなか時間的なことですかですね、そういうものを上映する場所ですか、そういう問題もあってですね、なかなかそういう機会が今のところつかみにくいというのが正直なところなんです。今後いろんなイベントの中でですね、そういうものを積極的に公開していくことは考えていきたいと思っております。それから、それ以外にですね、団員勧誘のために消防団の活動とかですね、内容を印刷しまして、見ていただくためのものをつくったりですね、それから今年ですね、高取の五反田グラウンドでありました、防災のイベントの中でですね、高浜の消防団の活動写真とかですね、一部他の震災地域での消防団の活動、そういったものを写真拡大しましてですね、パネルにして紹介をしたりというようなことも、今、いろんなそういう形でですね、試行錯誤しながら何とかPRに努めていきたいということでやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

問（4） 勉強不足で恐縮なんですけど、そういうビデオがあるとかっていうのも知りませんし、見たこともありませんけども、基本的にその人を集めてみせるという場面を想定するのではなくって、それこそ消防団員が各家庭をまわって行ってですね、これ、ぜひ見てくださいというような形のPRのほうが僕は効くような気がするんですよ。その要は、数の問題だとか、いろいろな問題があるのかもしれませんが、団員の方々一生懸命説明するんだけど、それが伝わらないというのが非常に悔しいという場面があるというふうに聞いてますんで、ぜひともそういうところで活用できるようなツールというものを少し考えていただけたらいいのかなとい

うふうに思います。よろしく申し上げます。

答（生活安全） そういった御意見もですね、また消防団のほうにもお伝えしまして、具体的にですね、そういう方法がとれば、またそういうことも考えていきたいとします。それからまた、今ちょっと申し上げ忘れてですが、インターネット等でもですね、消防団員の活動内容等をお知らせしております。

問（12） 209ページの広域消防事業で4億5,551万7,000円ということで、昨年とほぼ同額ということですが、広域消防が発足してかなりの期間が過ぎているわけですが、確か広域消防では、このさまざまな消防車等の整備を10カ年計画か何かそういうものを長期的にもってやってきたかと思うんですけど、これが一巡して、先々4億5,000万程度が安定的なものなのか、先々は整備が完了するから下がるのか、そういうところについてはどんな情報、見通しで取り組んでおられるのか、お知らせください。

答（生活安全） 広域連合の分担金の見通しということでございます。当初予算ベースでですね、この過去5年間をみてみますと、平成17年度が4億5,574万8,000円、18年度が4億4,730万5,000円、19年度が4億3,160万7,000円、20年度が4億5,581万8,000円、で、21年度が4億5,551万7,000円という、これ高浜市の分担金でございます。平均でいいますと、4億4,919万9,000円、約4億5,000万ということで、委員おっしゃるとおりでございます。しばらくはですね、この程度の金額が推移していくだろうということで、私ども考えております。

10款 教育費

問（12） 10款1項3目、ページ数で213ページであります。この標準学力検査実施委託ということで219万6,000円を計上していますが、これは以前から国がそういう似たようなテストを始めたということで、目的、利用方法、さまざま特色を持たしているかと思いますが、ど

のように分担、役割分担をしているのか、また実施時期も、国が確か春かと思いますが、対象も含めてどういうふうに行っているのかお答えください。

答（学校経営G主幹） まず、標準学力調査の実施委託の件ですけれども、これにつきましては、小学校では3年から6年生で実施、中学校では1年から3年生で実施をしております。教科につきましては、小学校が国語と算数です。中学校では、1年生が国語と数学、2年生、3年生が数学と英語であります。小学校の調査におきましては、少人数指導の効果等の検証ということで、少人数指導の成果がどの程度あるかというようなところを測るような形でのテストです。それから中学校におきましても同じように実施するわけですけれども、内容としましては。すみません。小学校のほうが、3月に実施して、これは到達度評価です。それから中学校のテストは、4月に行いまして、これも同じように到達度評価ですけれども、中学校においては、その後の学習の指導に生かすということ、小学校ではそれまでの成果をみて、次年度の学習の指導に生かすというようなことでやっております。なお、全国の学力状況調査との違いですけれども、今、申しましたように、標準学力調査のほうが、少人数指導の学力の状況を把握してそれを生かすということ、それから全国学力状況調査については、学年と生活状況の関係をみるというような形での調査になっております。

問（12） 国も同じようなことを実施しているということで、二重にテストを受けるということが、この児童にとってどういう影響を与えるのかというところは、非常に疑問に感じておるわけですが、もう一つは、いわゆるテストの結果の扱い方、これによっては、この前全国学力テストについていうと、確か秋田県あたりが公表するとか、いろんなことで非常に問題になっているわけですが、高浜市でのそういった取り扱い、それから標準学力等の関係で独自にやっているこれについては、見直す考えはないのかどうか。それについてもお答えいただきたいと思います。それから、215ページ、10款1項3目、先ほど予算のところでもちょっとお尋ねしたいいわゆる「あいち・出会いと体験道場」のこの中身であります。これに

ついて調査の結果、ちょっと若干、答弁違ったというようなこともありまして、この場所で一度それ答弁願って、内容についてどういうことがやられておったのかということについてお伺いしたいと。それから10款2項1目の、これは219ページの関係ですが、吉浜小学校の外壁の関係です。これが1,211万2,000円というものが載っているんですけど、これ老朽対策でこれは北校舎ですね、で、他の校舎についても、私ども外から見ておると、高中やいろんなどころで相当老朽化しておるように思っているわけですが、ここが特に優先したということかもしれませんが、他の学校についても、急ぐ必要があるのではないかと、そういう点では今回計上されていませんが、どういった検討をできておるのかということについて改めてお伺いします。

答（学校経営G主幹） 先ほどの公表云々の件ですけれども、これにつきましては、以前からお話しておりますように、学校間の競争を煽るということと、保護者の競争を煽るということと、学校間の差を出してしまうということでそれを避けるというようなことで統一しております。二つの市独自のテストについて見直すかどうかということですが、これにつきましても先ほども申しましたように、目的が違うということで、それぞれのテストの実施についての活用はあるかと思しますので、今のところ見直しは考えてはおりません。

答（学校経営） 今朝ほどの歳入のところの答弁で「あいち・出会いと体験道場」の職場体験ということで、自衛隊への職場体験が実績がないということでお答えをしたんですけども、再度学校のほうに確認をしましたところ20年度につきましては、南中のほうで2名あったということでございます。その体験の内容でございますが、実際に訓練をするのではなくて、訓練をしているところの施設でありますとか、訓練をしているところを見学するのみということの内容でございます。それから二つ目の外壁改修工事の関係でございますが、吉浜小学校の外壁改修工事の件でございますが、今回ひび割れが発生おり、特にひどいということであげさせていただきました。その他にも施設が古いところはございますけれども、これは学校のほ

うからも要望がこれから出てこようかと思imasるので、そういったことで、出てくれば私どもも現場に出向きまして、学校現場とも相談しながら、児童生徒の安全を第一に考えながら、工事のほうを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 学校の老朽施設については、やはり一つの考え方として今、相当老朽化が進んでおると、この不況対策も含めて、この時期に有効な仕事としてね、取り組むことも一つの施策かと思imas。ぜひ、検討していただきたいと。それから体験学習の関係で、施設のいろいろなものをみるのみということのようではありますが、自衛隊の果たしているというのか、非常に内容によっては非常に危険な内容もあるわけでありますからやっぱり児童を預かるものとして、そういう体験について、希望があったからそのまま認めるということが適切かどうか、一度これはぜひ見直していく必要があるのではないかと思imas。次に10款5項2目の図書館の指定管理料、231ページに載っていますが、6,499万2,000円ということで、そのうち図書購入については、前回指定管理の計画によると約1,500万円くらいの図書購入というようなことになってはいますが、この予算ではそのように位置づいているかいるかということと、どのような図書を重点的に購入するようにしているのか、従来よりも図書購入費がふえているかと思imasが、その内容についてお答えをいただきたいと思imas。それから、231ページの南部公民館、それから生涯学習施設の指定管理料の関係ですね、これについて伺いますけど、これはちょっと後からにします。今は最初の質問についてお答えください。

答（文化スポーツ） 図書館の指定管理料にあたる図書購入ということでございます。指定管理料につきましては、選定に際しまして、提示された額でございまして、その収支内容につきましても図書購入費に約1,500万円を充てるというものでございます。それとどのような図書をということでございますが、これは市のほうの方針としまして児童図書を中心として揃えていくという方針がござimas。これについては市の方針でござimasので、これに基づいて図書購入をしてまいりたいというふうに考え

ております。

問（１２） 今の図書についてはわかりました。あと、一つは図書館の関係で郷土資料館も含めて管理していただくということになつとるかと思いますが、郷土資料の中に、例えば地域のお祭りに使う道具が資料に値するというようなことで、大分前に預けたけど、それが今度、市じゃなくなるそうだけど、どうなっちゃうだろうなというような心配の話も、実はあったんですけど、一度今のうち聞いたほうがいいよということにしておったわけですが、そうした資料については、預かっているものについて、勝手に処理することはないかと思いますが、どういった基準で今後やっていくのかということと、預かっているものはどこから預かっているというのがちゃんとわかるようになっているかどうかもちよっと私もよくわかりませんが、そういった点について取り扱いはどのようになっているかあわせてお答えください。

答（文化スポーツ） 図書館と併設します郷土資料館の運営につきましては、基本的には文化スポーツグループでこの運営は行ってまいります。で、図書館の指定管理者のほうも郷土資料館の活用については十分承知しております。今回、学芸員資格のある者を雇用していくということも協議の中で出てまいりましたので、その辺のところは市と連携して行っていくと。また、郷土資料では、お預かりしたものにつきましては、市の財産でございますので、適切に管理していくという考えでございます。

問（１２） ２３３ページのこの下から４行目くらいにあります、美術館の指定管理、１億５，５８７万７，０００円ではありますが、今回の指定管理の中で、このいわゆる美術品の購入はどのようになっているのかということ、その内容決まっておれば、あわせてお願いしたいなど。ちょっと遡って、２３１ページの関係に戻りまして、これは公民館のいろいろな、これ大山公民館トイレ改修、上のほうにありますけど、３２５万５，０００円ということが出ておりますが、この大山公民館については、私ども市民の方から、利用者から、エアコンがきかないけど予算化されているのかと確認せよということで要望もあったわけですが、そういう声が届いている

のかも含めて答弁をお願いします。

答（文化スポーツ） それでは231ページのほうからお答えいたします。トイレ改修工事のお答えでよろしいでしょうか。トイレ改修につきましては、大山緑地の中に身障者トイレはあることはあるんですが、公民館利用者、及び祭礼の際にもその中の拠点の施設ということでトイレを利用される方もいらっしゃいます。そういったことからバリアフリー化を図るべく、障害者向けのトイレを新たに設置するものでございます。それからエアコンがきかないという報告は、私のほうは、現在受けておりません。それと美術館、233ページの美術品の購入でございしますが、今回、美術品の購入ということで、議会資料にもださせていただいております。大澤鉦一郎の作品二点につきましては、指定管理者で購入をしていただいております。で、今回荣誉ある賞として、森克徳先生が朝日陶芸でグランプリを獲得されました。その作品については市のほうでの予算措置で購入しております。

問（15） 私は215ページでちょっとお尋ねしたいと思います。上から6行目に、いじめ・不登校対策で委託料がございまして、それからもう少し下がったところに、また委託料で不登校対策事業委託料というふうになっておりますが、これ委託、同じような不登校対策でですね、二つあるんですが、この辺の違いはどういうところからきてますでしょうか。

答（学校経営G主幹） まず、いじめ・不登校対策推進事業委託料、これにつきましては、各学校のいじめ・不登校対策委員というのがございまして、その委員会への委託料になっております。それから下の、不登校対策事業委託料、これにつきましては今現在、楽習館で対応しております職員の、その委託料ということで、そちらのほうでの事業となっております。

問（15） それでですね、このいじめ・不登校はですね、大体が現象面でいろんな報道機関に報道されるときは、大体管理者というものは、知らなかったとか、言うことが多いわけなんですよ。恐らく現実、先生方も目に見たら注意されるでしょうけど、してないというのが本当だと思うわけです。一番よくわかっているのは、やっぱり子ども同士でそれはわかっておると思うんですが、対、そういう子どもからの情報をですね、先生方は

どんな形で、例えばメールで中学生になったら、メールでいじめがあったとかね、子ども、小学校であったら、それこそ口頭でやっておるでしょうけども。そんなところで非常にこの見にくいところで発生しておって、どこからがふざけでどこからがいじめだというような、こういう非常に難しいことがあるということは理解しております。こういういじめ対策事業ですね、委託料をだしてもですね、何をこの委託料でやられるのかなという、その辺の内容が私はちょっと知りたいんですが、いかがでしょうか。

答（学校経営G主幹） まず、先ほども言いました、学校への委託料ですけども、これにつきましては主に事例研究等で、職員の研修等にあてております。それから下の委託料については、これはどちらかといいますと、いじめ・不登校等が発生した場合に、その事後の指導、それからカウンセリング等の活動に行っております。

答（文化スポーツ） 先ほど、12番委員の御質問で少し誤解を招く、お答えになっているかもしれませんので、念のため申し添えます。指定管理料の中の資料購入費ということで、21年度予算につきましては、指定管理料の中に100万円の資料購入費を折り込んでおります。で、今年度購入しました資料、指定管理が購入したものも含めまして、どちらで購入でいたしましても、市の財産でございますので、補足説明させていただきました。

1 1 款 災害復旧費

質 疑 な し

1 2 款 公債費

質 疑 な し

1 3 款 諸支出金

質 疑 な し

1 4 款 予備費

質 疑 な し

委員長 以上で歳出についての質疑を終結いたします。質疑漏れの質疑の許可があった場合ということで、歳入歳出全体につきまして、質疑漏れはありますか。

問（12） 質疑漏れのなきよう務めてまいりましたが、ちょっと出ましたので。歳入の関係で91ページ、今回、基金の区分が条例でかえるという提案も含めて出ているわけですが、今回、条例で基づいて基金の扱いが変わることによって、この91ページにある、それぞれの金額、それをある程度弾力的に運用する内容になっているかと思いますが、どのような基準で、この基金の運用を進めていくのか、全体にわたってその考え方をお答えください。

答（財務経理） 基金の今回、統廃合を含めて、議案等で提案させていただいておりますが、一つの大きな考え方は、従来いわゆる施設整備にそれぞれ目的ごとに基金を持っていたわけですが、その基金について、金額が少額になったもの等がございますので、この際、いわゆる施設整備を一つ、目的を個々にすることではなくて、大きな公共施設施設ということの中で、基金の設置条例を提案させていただいているところでございます。今後発生します学校、保育園、幼稚園等が出てまいりますが、そういうことの中で、有効的に運用していきたいという形の中で、今回、まとめさせていただいているということでございますので、整備にあたっては優先順位をつけて処分をしていくという、基本的な考え方を持ってまいりますので、よろしく願いいたします。

問（12） その場合の基準ですが、例えば統合して公共施設ということ

になっておる部分については公共施設で統一できるわけですが、ほかのもの、施設の名前で、基金の名前で、すべて公共施設に今回、一本に統合される内容になっているんですか、今回の中身は、もう一度確認を。

答（財務経理） 今回、統廃合させていただくのは、今、申しましたように、施設関係のものと、もう一つ、障害者福祉基金というものを、従来、心身障害者、視覚障害者等を分離していたものを一つにまとめさせていただいている、統廃合したものはその二つでございますのでよろしくお願いいたします。

問（12） そうしますと、公共施設と、例えば障害者の、そちらのほうの基金をこの、公共施設にまたいでまでの運用は考えてないというのか、そここのところの確認をお願いします。

答（財務経理） やはり、条例の処分というのは、それぞれその目的がございますので、委員が申されたそういう流用はあり得ませんのでよろしくお願いいたします。

問（15） カーブミラーなんですけど、117ページの防犯のほうなのか、交通安全施設の207ページ、このカーブミラーの場合、どちらの担当でやるのか、窓口がわからないんです。で、そのカーブミラーもですね、車から車を見る場合と、車から歩行者であったり自転車であったりする場合ですね、当然、カーブミラー違うんですが、この辺の窓口はどこでやったらいいんでしょうかね。

答（生活安全） カーブミラーにつきましては、8款の交通安全環境整備費のほうで対応しております。

問（12） 歳出で167ページ、3款3項2目、生活保護の関係で、先ほどちょっと質問しておったわけですが、例の母子加算の関係が、この4月から廃止になるかと思いますが、そのことによって生活保護の内容がかなり影響すると思いますが、自治体によっては独自にそれに準ずる措置をとるといようなこともやっているやに聞いているわけですが、当市ではどのように扱っているのか、今後の検討課題としてやっていることがあれば、それもあわせてお答えください。

答（地域福祉） 母子加算の廃止による対策ということでございますが、この母子加算の単純に廃止というよりもですね、これは働く就労を支援するという形ですね、この母子加算につきましては一人親世帯の就労促進費ということで、新たに19年度から創設されております。金額につきましても、1万円を月に支給するという形をとっております。

問（4） 109ページ、新公会計制度のところで、先ほど7番議員の質問にもありました、バランスシートのレベルで考えたときの総負債額の質問がございました。これ、あくまでバランスシートのレベルで考えると、総資産の部分もですね、当然、把握しておかなければならないと思うんですが、そのこのところについて。

答（財務経理） バランスシート上の負債だけではなくて、総資産ということでございますが、総資産についても、先ほどの委員の質問のときに、まだ最終的に詰めておるということでございますが、資産につきましては、1,215億7,000万円程度というふうに、試算をしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 お諮りいたします。当初におきまして、本日は一般会計の質疑を行い、二日目に特別会計、企業会計の質疑をということで御承認をいただいていたのですが、慎重審査にも関わらず、円滑に進めさせていただきましたので、時間的に、特別会計、企業会計の質疑を行うことができます。議員各位には、その点を御理解いただきまして、お諮りいたしますが、引き続き会議を続けてよろしいでしょうか。暫時休憩をします。再開は15時30分。

異 議 な し

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

歳入歳出一括質疑

問（２） 平成２１年度の予算の全体像は、２０年度予算と比較して１２．６％の減となっていますが、２１年度予算を編成する上での考え方について教えてください。

答（市民窓口） 平成２１年度の予算につきましては、御指摘のとおり、前年対比１２．６％、約４億２，６００万円ほどの減ということになっております。まず、大きな理由といたしましては、平成２０年度から医療制度改革が始まりまして、後期高齢者医療制度だとか、いろいろと制度が変わりまして、国保の歳入歳出予算、これらが大きく中身がかわってきたということで、大変不透明な部分が多かったということもございます。そういった中で、平成２０年度予算編成での反省点も踏まえまして、今回の予算編成にあたりましては、まず、歳入がどれぐらい確保できるかという点を念頭に置きまして、平成２０年度の収入実績、あるいは、国、県等からの通知額、こういったものに基づきまして、歳入予算の全体像を把握したということもございます。また、歳出につきましてもですね、２０年度の執行見込、あるいは国、県等からの通知額、こういったものに基づきまして、歳出総額を試算いたしまして、歳入予算見込額とのバランスを考慮する中で、これまでも申し上げてきておりますとおり、自主財源及び法定の依存財源の範囲内での予算編成に努めた結果、こういう数字になったということもございます。

問（１２） ここ全体ですけど、２６５ページになるかと思いますが、国保会計の関係で、ここの中ではちょっと見えないですけど、資料要求した中にあるわけですけど、国保の滞納世帯ですかね、短期保険証を発行している世帯というのが、直近で５２７世帯に渡しているということで、昨年３月時点が４６１人であったんで、それから見るとかなりふえていると、これは資料の１４番に入っているわけですけど、その中には昨年から保険料が大幅に上がってきているという、この、経済的な負担も大きく影響しているかと思いますが、この短期保険証発行世帯５２７世帯のうち、いわゆる経済的困窮から滞納に至ったと見られる世帯ほどの程度あるのか、そ

の点についてお答えいただきたい。

答（市民窓口） 短期証の発行世帯527ということでございますが、世帯別の事由につきましては、まだ、この527世帯について全部把握しているわけではございませんので、11月の時点で私どもが調査した結果の数字で申し上げますと、生活困窮の世帯が91世帯ということで、これは498世帯中の91世帯ということで把握いたしております。

問（12） 91世帯は明確にそうだとということだと思いますが、他にもまだ特定できない中にはそういう類似した内容が含まれているかと思いますが、そのことも含めて、保険料の引き下げというものは検討しなかったのかどうか、それから、単年度決算まだ終わってないわけですが、今年1年の収支の見通しというものは、どの程度見ておるのか、それについてもお答えください。

答（市民窓口） 税率の引き下げという御質問につきましてはですね、これは、一般質問の中でもお答えさせていただきましたとおり、考えてはおりません。それと、今年1年の収支の見込みということでございますけども、21年度予算でもご覧いただくとわかるとおりですね、歳入歳出とも、当初予算に比較してですね、かなり減となるだろうというふうには見込んでおりますが、当初見込んでおりましたほど歳入が伸びなかったということもございまして、基金の積立金につきましては、若干、予定しておいた数字よりも低くなるであろうというような見込みでおります。

問（12） 今の情勢というのが、市民の暮らし全体が大変厳しい状況になっている中で、当然、国民保険の運営についても、保険料のことも含めて、今の実態に合った検討をすべきかと思えます。その点で資料14でいただいております中に、愛知県下の国保税の一覧表をいただいておりますが、そこをご覧いただくとわかるとおり、一人あたりの繰入金額、これが自治体35市あるわけですが、高浜市が1万5,426円で、市の中では最も少ない額、市からの一般会計からの繰り入れが少ない状況ですね、そのことが市民の保険税の負担を一層重くしている一つの原因かと思えます。一方で、保険税の一人あたりの金額、これを見ますと、高浜市が10

万6, 988円で、これは愛西市と半田市ですか、その二つが高浜よりわずかに上におりますが、県下でもトップスリーに入るといふことで、明らかに重い負担といふのは、県下のそういう相対的な状況からみても明らかなんです。そういう点で他市が実施しているように、一定の払える国保にするという点で、可能な繰り入れについては、一定、積極的に取り込むといふことで、実際にやっている自治体が多い中で、高浜市は従来から何度もこういう質問に対しては、今までは決まった答弁であったわけですが、今の時点でもそういうスタンスでおるのか、こういう情勢だから一定の検討が明らかに必要かと思ひますが、それについてどのように考えておるのかお答えください。

答（市民窓口） 繰り入れの件につきましては、一般質問の答弁の中でもお答えさせていただきましたとおり、例えば税を引き下げた場合に、当然、国保財政といたしましては歳入が不足するということになるわけです。その不足する財源を、では、どこに求めるかといふことで、今、委員御指摘のとおり、一般会計からの繰り入れということになるかと思ひます。この一般会計からの繰り入れ、一般質問のなかでもお答えいたしましたとおり、国保以外の方から御負担をいただくという部分がございます。税負担の公平性の観点からですね、この部分については理解が得られないということもございます。それと、一般会計の質疑の中でもありました、一般会計自体が大変厳しい財政状況にあるという中で、税を引き下げのためにですね、国保の被保険者だけのために一定の税を投入するということ、そういった余裕があるのかという部分もございます。従いまして繰り入れを行ってですね、税を引き下げるといふ考えは持ち合わせておりません。

問（12） 今、繰上げをふやす考えはないといふことでありますが、その点では他市の国保に対する姿勢とかなり異なっている内容なんです、そういう点では、やはり納めることが可能である金額も、一つは市の決める場合に必要な基準であつて、そういう点ではほかの社会保険等が事業主負担といふものがあつて、成り立っているといふ点で、国保についていふと、年金者もおりますが、自営業者等を含めて、そういう方々が入ってい

るということで、自治体が一つのそういう人たちの税金で成り立っている行政ですので、そういう部分から理解得られる範囲での繰り入れというのは、他の自治体が実際やっておるわけですね。そういう点では、従来のスタンスのままの答弁ですがね、これは今後検討していくべき角度ではないかということをおの意見として指摘しておきます。次に276ページ、出産貸付金の関係が今回でゼロになっているわけですが、その内容についてお答えください。

答（市民窓口） 出産費の貸付制度でございますが、平成18年10月から出産育児一時金の支払いについて、受取代理制度というものが導入されて、事前に申請いただければ、医療機関のほうに直接一時金をお支払いするという制度ができております。その関係もございまして、18年10月以降、貸付実績がないということもございまして、今回この制度そのものを21年4月から廃止させていただくということで、ゼロといたしたものでございます。

問（12） この件では従来からそうした、直接払えるようにということをお、私ども、お願いしていた内容で、非常に歓迎するものですが、ほかにもそうした現物給付等が求められるものがありますので、こうした額ごとで、どんどん広げられるものは広げていくということをおぜひ要望しておきたいと思おいます。次に、国保税そのものを引き下げる上で必要な取り組みとして、一つは国の負担割合の関係があるかと思おうんです。これは確か、1984年に、今までの45%から38.5%に引き下げられたということが、とりわけ保険料を負担がふえていく動機になっているかと思おいます。そういう点では、いわゆる国民皆保険が制度としてもきちっと継続できるようにするために、そうした国ができれば半分程度に持っていくということが可能な取り組みという点で、国にそうした制度維持のためにも必要だということをお、自治体としても声を上げるべきかと思おいますが、その点についてはどのような立場でいるのか、それについてもお答えください。

答（市民窓口） 国保財政の基盤安定の国への要望ということございまして。これまでも何度も御質問いただおいて、答弁させていただいておりま

すけども、例えばですね、昨年11月27日に東京で開催されています国保制度改善強化全国大会、こういった大会がございまして、その中で、大会宣言というものが出されております。この中でも、国は当面の国保財政対策として、現行の国保財政基盤強化対策の一層の拡充強化を図るべきであるというような宣言も出されております。こういった活動を通じてですね、国のほうにはアピールしているということでございますので、よろしく願いいたします。

議案第33号 平成21年度高浜市土地取得費特別会計予算

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

議案第34号 平成21年度高浜市老人保健特別会計予算

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

議案第35号 平成21年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

歳入歳出一括質疑

問（8） 公共下水が共用開始されまして、10年少し経つと思うんですが、接続率が81.4%ということで、これがほかの近隣の自治体と、どのように比較すると、いいのか悪いのか、その辺をお聞かせください。

答（上下水道） 接続率81.4%ということで、やっと80%を超えたわけなんですけど、近隣市の状況でございまして、平成19年度の数字でございまして、碧南市が19年度末で72.7%、刈谷市が76.2%、安城市が83%、知立市が90.9%、高浜市が19年度末80%ということでございます。

問（8） 近隣市のほぼ中間ぐらいといたしますか、知立市さんが一番いい

ようですけども、それでもまだ80%といたしますか、100%まではいってないわけですけども、これをいかにふやしていくかということが一つの課題でもあるかと思っておりますけども、今後、どのような考え方で、対策で取り組んでいかれるのかお聞かせください。

答（上下水道） 接続率を上げる対策でございますけれども、平成20年度でございますが、それ以前からでございますが、広報、それから、受益者になる方たちを対象に説明会を、これ、6月ですけども、3回ほど開いております。また、インターネットのホームページ等でも下水道が共用開始できる区域が閲覧できるようにしておりますし、そういったPRをしております。また、直接ですね、未接続者宅に訪問してですね、接続の啓蒙活動もしております、平成21年度につきましても、継続して啓蒙活動をしていく予定でございます。

問（12） 先ほど、接続率というのか、81.5という答弁があったわけですが、これは予定している地域の整備率のことなのか、市全体の、例えば人口の中で、公共下水の地域が計画でいって、100%いって、人口でどれだけ網羅できるのかというデータは出てなかったかと思っております、それと、その対象地域の中で対象世帯がどれだけ接続しているのかと、これについて、最初にお答えください。

答（上下水道） 資料提供させていただきました、この接続率の関係でございますが、それぞれ共用開始の年月日が地区ごとになっております。この接続率はですね、その区域に住んでみえる行政区域人口と、あとは共用開始区域内の人口と接続された方の人口、それを割り返した接続率でございます。

問（12） 一つは公共下水の将来計画も含めて、面積でいって、すべて整備が完了すると、今の住んでいる人口でいくと、どの程度の面積が網羅できるのかということ、数字があったらお知らせいただきたいのと、それから、それ以外の地域についていうと、基本的に合併浄化槽で水を浄化するということがやられておるかと思っておりますが、そういうことも含めて、全市の人口、世帯に対して、いわゆる公共下水地域でないところの合併浄化

槽をやっておるのを含めて、いわゆる水の浄化がどの程度進んでいるのかということ、一つの評価できるものさしになるかと思いますが、そういった数字をつかんでおれば、その状況も知りたい。もし、つかんでなければ、今後、当然把握して推進すべき事業ではないかと考えますが、その点についての見解をお伺いします。

答（都市整備） 本市といたしましては、890haを予定しております。これまだ20年度の予定でございますけれども、約372haの整備面積になっているということでございます。今年度も約20haぐらいを予定させていただきますけれども、それで割っていただければ、まだ14、5年、平成51年が最終となっております。

問（12） 相当長期的な計画になるということではありますが、環境問題でいきますと、それだけ悠長にやっているわけにはいかんという面があるかと思いますが、そういう点で、やはり対象地域以外、対象地域内でも、まだ公共下水が整備されていないところでは、当然、合併浄化槽で対応するということになると思いますが、それも含めて、いわゆる環境整備にどれだけ到達しているのかというのを当然把握して、計画的にそれを引き上げるという取り組みが必要かと思いますが、言ってみれば、市内で公共下水、それから、合併浄化槽を含めて、市内の下水道整備率はどこまでいっているのかということ把握しているのかどうか、もし把握してなければ、そういうものも含めて、計画の推進を図らなきゃならないんじゃないかと思いますが、その点についてどのように考えているのかお答えください。

答（上下水道） 下水道と合併浄化槽を含んだ普及率ということだと思いますが、平成19年度末で、高浜市が59.9%でございます。

問（12） わかりました。そういうものを含んで、一つはそれから、合併浄化槽と、それから、公共下水、これのどちらが経済的に有利かというようなことについては見解を異にしていることと思いますが、この点についても、今後、公共下水重視でいっていいのかどうかということの見直しが必要ではないかと、そういう点で検討しているかどうかということと、それから、もう一つは、先ほど、資料の説明ありましたが、公共下水の接

続が遅れている地域の一つの要因というのは、高齢者世帯等で、接続がなかなか進めていってもらえないというものがあろうかと思いますが、そういうところに対して、一定の接続料の減免等、そういうことによって、地域によっては接続を推進する施策が行われてますが、当市では今のところそういう施策がないわけですが、検討しているのかどうかという点についてお答えください。

答（上下水道） まず、下水道計画の見直しということでございますが、近年、国のほうにおきましても、下水道整備、汚水処理ですね、そういったものにつきましては、地域の特性を生かした汚水処理方法を検討しなさいというふうにかわってきております。で、私の方は例えば市街地から離れた中根地区、大清水地区、旧ですね、そういったところを比較、費用の比較検討、合併浄化槽としております。その結果がですね、下水道事業のほう有利じゃないかということで、下水道事業を進めておりますので、今のところ下水道計画で進めていく予定でございます。あと、接続率の低いところの高齢者世帯等に対する接続の補助でございますが、従来から言っておりますが、高浜市といたしましては、無利子で融資が受けられるような、金融機関への利子を補給する、水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給制度を実施しております。また、生活保護世帯等に対しましては、改造費、改造工事に要した経費に対し補助をする、高浜市水洗便所改造費補助金制度がありますので、こういったものを利用させていただきたいと思っております。また、いろいろな取り組みはしております。例えば今年度、国のほうから国庫補助事業ですね、そういった接続率が悪いから、そういった接続工事に対して費用負担、補助事業はどうかというようなメニューができたんですけども、あいにく私のほう、そういったものに合致しなかったということがありますし、また、例えば接続率を上げるための方策としてですね。例えば市民の方に町内会ごとにですね、アンケートをとって、そういった接続意識の高いところから工事をするという先進地区も、土地もあるということは、いろいろとそういった情報を得ております。

問（12） 資料をいただいている中で、資料5でこの、公共下水のいわ

ゆる市債の関係ですが、今現在の残高というのが、８２億３１５万７、０００円ということですが、今後、長期の公共下水整備計画の中では、ピーク時がいつ頃で、どの程度の金額になるのかということについてお答えください。

答（上下水道） 起債残高のピークでございますが、このまま面積的にですね、１６から１７haずつ整備していくとしてですね、いろいろと利率や何かもあると思うんですが、このまま、１６から１７haを整備していくとすると、平成２９年がピークで、約８７億７、０００万円程度が残高のピークだと思っております。

問（１５） 一つ確認しておきたいんですが、３３５ページですが、この雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金なんですが、この手続きとですね、もう一つは水洗トイレでしたっけ、申請書類が一緒か何かで申請しないとだめだという話を聞いたんですが、これはそれぞれ別々でいいんじゃないかと思うんですが、何かセットでなきゃいけない理由は何か教えてください。

答（上下水道） セットメニューとしては、合併処理浄化槽の補助を受けられる方は、この雨水貯留・浸透施設のメニューの中から二つを選んでやってくださいということで、また、雨水貯留・浸透施設の補助メニュー単独でもいいですので、それは必ずしも合併浄化槽とペアでなくてもいいということでございます。

議案第３６号 平成２１年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

議案第３７号 平成２１年度高浜市介護保険特別会計予算

歳入歳出一括質疑

問（１２） ３７１ページ、介護保険の関係で、ここに、保険料が４、４００円基準で、それぞれが算定されて、予算化されているわけですが、先の一般質問でも議論されてきたところではありますが、十分聞き取れなかつ

た内容が一つあるのは、今の経済情勢大変な時期に、介護保険料設定に当たっては基金を取り崩してでも低くおさえるようにという厚生労働省のお願い文書も来ておったやに聞いているんですが、そういうことを考慮して、今回、設定したのかどうか、その点について最初にお伺いします。

答（介護保険） まず、この4,400円の設定にあたりましては、基金の保有を、平成20年度決算見込で約1億4,000万円ほど見込んでおります。その中で、通知で、厚労省のほうは必要最小限、急な給付の延びに対する必要最小限の額を除いて取り崩すようにという指示がきております。必要最小限という額を介護保険審議会でご審議いただきまして、3年間で2カ月分の基金の保有をとということで、5,200万円ほど保有させていただきまして、残りの8,700万円ほどを基金を取り崩しさせていただきまして、4,400円という保険料を計算させていただいております。

問（12） 今の説明ですと、それは従来が大体それぐらいの感覚であったと思うんですね、2カ月ぐらい、急な場合、若干の変動も含めてということで、その点では今の経済情勢を考慮すると、私は本当にぎりぎりまで、以前から基金については一定の積み金ですので、市の財政のほうでちょっと積んでおいて、必要なときはそこを引き出すということで十分対応できる内容ですから、その5,000万円強のものについては、当然、この情勢の中では、この介護保険料の引き下げに充てるべきでなかったかと思いますが、これは、2カ月程度というのは特別の、ギリギリでなし、以前からそれが基準だったじゃないですか。

答（介護保険） 2カ月がよろしいのか、3カ月がよろしいのかという議論になってこようかと思いますが、基金の取り崩しにおきましては、全国ベースで約保有する基金の60%ぐらいを取り崩すという平均値が出ております。それで、西三河管内におきましても約60%の基金の取り崩しとなっている中、高浜市におきましては、62%の基金の取り崩しをさせていただくことになっております。それで、仮にこの基金を全額取り崩した場合、もし仮に急な出費が出た場合、財政安定化基金からの借入れが必

要となつてまいります。そうしますと当然、次の第5期に、その借り入れた額を保険料に上乗せさせていただいて保険料徴収ということになってまいりますので、第5期の保険料が高騰するということになってまいります。

問（12） もう一つ、高浜市が一つは保険料が高いというのは、横出し上乗せサービスの関係があると思うんですね。それについては横出し上乗せ、これについては福祉施策で考えていくという性質のものではないかという点で、そういった検討はされた上で結論がこうなったのかどうか、それから、国の国庫指数25%が介護保険の基準になっているわけですが、当市の場合には調整交付金が2.99%ですか、ということで、5%から大きく下回っているということで、それも介護保険料を引き上げる要因になっていると思うんですけど、これは以前からいろいろな形で国に要請しているという水準での取り組みが報告されているわけですが、これはさらに急いで国にね、そうしたいいわゆる制度そのものが、国が25%とちゃんと法律に明記してあるわけですから、その責任を果たせということ強く求めていくべきかと思いますが、それについての取り組みの状況を教えてください。

答（介護保険） まず、上乗せ横出しにつきまして、基準限度額の上乗せにおきましては、法で1号保険者さんに御負担していただくと決まっております。それで、横出しにおきましては、一般財源から80%、また、介護保険財政から20%ということで、一般財源のほうも入っております。次に、上乗せの是非、今後、上乗せ横出しをどうしていくかという部分なんですけど、介護保険審議会でもそういった意見が出てまいりました。ただし、今現在、上乗せを御利用いただいて在宅で安心して生活なさってみえるという、そういった実態がございます。それで、介護保険のサービスを御利用いただいている方のうち、約1割ぐらいの方が上乗せを使っただいて、在宅生活を営んでおみえです。特に家庭介護力の弱いとか低いとか、高齢のみ世帯の方とか、そういった方がよく御利用になっている状況です。ですので、これは第4期でというよりも、第5期、第6期に向けてですね、順を追って検討していくということで、介護保険審

議会ではそういった意見でまとまっております。それと、調整交付金ですが、かねがね5%の担保ということで全国市長会等を通じてですね、引き続き要望してまいる所存でございます。

問(12) 介護保険料が今回も私どもが資料をいただいている範囲では、愛知県下で一番高い自治体になっているということで、これは可能な限り下げのためにどれだけ手をつくしたかということは、当然、市民の皆さんのいろいろな疑問に対して、私どもは答えていく必要があるわけで、そういう点では、今、出されたように、基金の活用なんかについても、もっと本当に可能な引き下げということを当然、考えるべきであったんじゃないかということも言わざるを得ないわけでね、ぜひそういう点では、そうした施策の検討あたる際には、市民の立場できちっと考えていただきたいということでもあります。それで、資料11をいただいている中で、いわゆる滞納状況について、これはふえているという状況もあると思うんですけど、これが高い保険料、それから、暮らしを圧迫している今の社会情勢というものが集中した結果として現れているかと思いますが、そういうものについて、実際起きていることを、この介護保険料を決める際に考慮したのかどうかという点について伺いたいのと、資料12に出ております、施設の入所希望待機者、これについては平成19年2月が79人、それから、20年2月が95人と、で、今年の2月1日現在で129人ということで、毎年増加傾向にあるわけですね、で、介護保険料は待ったなしで年金徴収されているという中で、希望する施設に入れないということが、より深刻になっているということが、この数字に表れているわけですが、これについて、介護保険を取り組んでいる市として、どのようにそれを改善しようとしているのかということについてお答えください。

答(介護保険G主幹) 滞納状況につきましては、この滞納の金額を見て介護保険料を設定しているわけではなく、介護保険料というのはサービスがどれぐらい使われるかということを見越しまして、それを1号被保険者で負担していただくというところで算定させていただいておりますので、こちらの滞納状況を見て、介護保険料を設定しているということではござ

いません。施設の待機者数につきましては、私ども、高浜市において施設の増加というのはございませぬが、近隣市の施設におきまして、入所、入居されると見込んでおります。ただ、昨今の介護人材不足ということで、例えば近隣市の特別養護老人ホームにつきましては、その人員が確保できないために、100床が満床であるにもかかわらず、まだ70床しか入っていないというような状況があると聞いております。こうした中、市外の施設も利用されると見込んでいる中、なかなかそういった場面も出ていないというところで、こうした待機者数の増加になっているかと考えております。しかしながら、私ども、出来る限り在宅で介護を受けられるようにということで、上乘せサービスも含めて実施しております。御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

問（12） 今の滞納状況を算定の基準にはしていないということですが、私が伺っているのは、この経済状況、それがこの滞納に現れているのじゃないかと、負担が非常に重いというのが一つの滞納がふえている要因ではないかということは、当然この検討の中には入れて、例えば先ほど言いました基金の問題なんかの活用についても、そういうことも考慮して検討すべきではないかという点で、それをしていないという答弁であります。今後のそれは課題として、ぜひ検討を求めていきたいと、それから、施設の待機者、現在129人ということで、これは近隣市のいろんな施設もあってということですが、実際に現在こういう状況になっていると、これは非常に大変深刻な問題なんですね、で、在宅でできる人は、もちろん在宅ということをやっている中で、今の家庭状況等も本人の健康状況、そういう能力ということから施設を希望しているわけで、そういう者に対して、そのまま対策を講じないということは、これは実施者として当然責任あるわけで、そういう点では、当市の待機者解消という取り組み、結局、施設不足が一つはこの結果に現れていると思うんですけど、これについて、どのような将来の計画、検討しているのか、それについて。

答（介護保険G主幹） 先ほどの滞納者の件につきましては、私どもの制度について御理解いただくように、滞納整理等も行いまして、対応してい

きたいと思います。続きまして、施設の件でございますが、予約的な申込みの方も多いと聞いております。129人のうち、医療を必要とする方が半分以上おみえになります。在宅で介護度の高い方について見ますと、34名程度というふうに私ども、把握しております。

問（12）　　そういう答弁はいつもいただいているわけですが、同じ基準で年々増加してきているということは、深刻さを増しているということですから、やはり、こうした待機者を減らしていくという点で、今の高浜の実情は、施設が不足していると、一つはね、その結果として困っているという認識に立たないと改善できないと思うんですね。そういう点では施設は充足していると考えているのかどうか、もし考えておれば、いつまで経ってもこれ、改善しないということであって、これは改めてもらう必要があるわけですが、その施設の整備状況について、どう捕らえているのかということについてお答えください。次に370ページで、最初の総括、全体の中身になるわけですが、ここの中にいわゆる認定、それぞれされて、要介護4とか5とかね、いろいろな方がみえるわけですが、そういう方々については、税金の障害者控除ということで、認定書発行事務というものが行われているかと思いますが、これが当事者に、例えば4、5の人たちにもすべて渡ってないという実情が高浜にあるかと思いますが、これを申請を例えば促す通知を出すとか、該当者にはすべてそういうものを障害者控除の認定通知書を渡すというようなことについて、改善が必要かと思いますが、どのように考えているのかということと、378ページにあります、基金繰入金で、2番のほうに介護従事者待遇改善臨時特例基金繰入金というものがあるわけですが、1,247万3,000円と、具体的にどのように待遇改善に活用されるのかということについてお答えください。

答（介護保険G主幹）　　まず、特養の待機者につきまして、34名の方が現在のところ、要介護3以上で在宅で生活されているということで、もし仮に100名の特別養護老人ホームを用意することになりますと、市外からの利用の方が半数以上占めてしまうような状況になってしまうと考えられます。現状況におきましては、施設等建設するような予定にはな

いと考えております。障害者控除の通知につきましては、私ども老健施設等へ、出向きまして、いろいろ周知等を行っております。現在のところ100名近く、去年の倍近く申請があがっております。

答（介護保険）　続きまして、基金の繰り入れなんですけど、こちらにおきましては、昨今の介護従事者処遇改善特例交付金で、介護報酬約3%を上回った分の半分の分をこの基金で充当して、介護保険料の高騰を抑制する内容となっております。

問（12）　先ほど、施設、在宅待機者が34人程度で、例えば100人のものを作れば、よその自治体等の人たちが入ってしまうというようなことも言っていたわけですが、従来、この最近は、高浜市もそういう施設をつくってないということで、周辺市にお願いして、入っている人もたくさん多いわけで、そういう点では一定の地域を見て、このところ高浜が施設は新しいものをつくってない、よそに頼るケースが多いということであれば、次は当市が順番でつくらないかんとところにきておるんじゃないかと、そういう点では、その出と入りの関係についても把握して、総合的にチェックしているのかどうかということを知りたいのと、それから、障害者控除の関係では、いろいろな老健等の施設でと、周知するよとということではありますが、例えばそういう対象となる該当者に、そうした制度がありますということで、発行を求める人は認定書の発行を求めるような通知を出すというようなことをやっているのか、結局個々にお伝えするといっても、要介護の相当高い方々が対象ですので、やはり、家族や関係するところにきちっと伝えないと、結局、ああ、そんなのがあったのかと、後々知るといふことでは、これはサービスとしては全く不十分ですので、そういう点でどのようにやっておるのかと、それから、378ページの介護従事者の処遇改善の関係ですが、これはそうしますと、この改善の基金が事業者に直接あたる云々でなしに、いわゆる介護報酬が今度かわるといふもので認定されて出てきたときに、その支払いの中に、この部分も充てながらやるということで理解していいのかどうか、結局、私が聞いたかったのは、その処遇改善で実際に介護報酬が上がっても、当事者が賃金に反映されな

いということでは困るんで、その辺がちゃんと担保されるのかどうかという点で、その運用の仕方を確認したわけですが、その仕組みについてお答えください。

答（介護保険G主幹） 特養の待機者の近隣とのすり合わせということでございますが、私ども、今現在34名ということで、今現在、新築するほどのものではないと考えております。障害者控除につきましては、ケアマネ等を通して、高齢者に御理解していただいて初めて申請して決定通知書を出させていただくということで、一人ひとり顔を見て、説明させていただきながら対応させていただいているということで御理解いただきたいと思います。処遇改善につきましては、今回の処遇改善の報酬、プラス3%につきましては、主に資格等ですね、持っておられる方につきましてプラスの改定になっております。従いまして、事業所におきましては、資格をお持ちの方につきましては報酬のアップになるのではないかと、また、ない方につきましては、今後、資格をとるような流れになってきて、それぞれのレベルアップに繋がっていくというふうに私ども考えております。

答（福祉部） 特別養護老人ホームの件ですが、待機者が実際、数字的にはふえてきていると、これは事実でございます。ただ、私どもの担当のほうから申し上げておりますが、その中で真に在宅から特養に移行する人、この人数、34人という、先ほど、数字を申し上げましたが、これは前回のときも、その前のときも、大体30人前後で推移しております。そういうことから見ますと、十分まだ、高浜の場合は耐えうるものがあるのかなというふうにとっております。そしてまた、仮に100人の特別養護老人ホームを新たに高浜市につくると、こういった場合に、先ほど申し上げました実態もありますが、逆にもう一つ、保険料のほうから考えさせていただきますと、月額で大体200円程度アップしてまいります。こういったことも私ども審議会のほうで検討させていただいて、4,400円という保険料を算定させておりますことを御理解いただきたいと思います。それから、介護従事者の関係ですが、これは一般質問のほうでもお答えしておりますが、どのように今回の3%アップが事業者のほうに反映されていく

か、これは、国も事後の検証をしっかりとやっていかなければならないということで、その方針は固まっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（１２） 今の施設の関係で、在宅が３４ということで、今のところ施設の建設等については考えてないということではありますが、数字が事実、いわゆる待機者としてはふえているという実態、それから、１００人というようなものを考えてしまふとなかなかということではありますが、以前にも新型ケアハウスについては３０人というようなもので、やったこともあるわけで、そういう点では実情に即した、そういう対処の仕方はあると思うんですね、そういう点では全くそういうことも考えてないのかどうか、これは私どもが見た数字では、できるだけ早く、次の対策が必要という局面にあると思うんですけど、それについての見解をお伺ひします。

答（介護保険） 特別養護老人ホームの件ですが、第４期におきまして高浜安立のケアハウスで、特定施設のサービスが提供される計画がございます。それで、今のケアハウスにおきましては、おおむね自立の方がお入りいただくわけなんですけど、その中で、より在宅に近いような形で介護サービスが提供されるという、特定入所者生活介護サービスと申しますが、アサヒサンククリーンのケアハウスと同じように、サービスが提供されるという部分で、特養も一つの施設かと思ひますが、いろんな種類の施設を整備させていただくことによりまして、個人個人のニーズに合った対応ができていくのかなと思ひております。

委員長 お諮りいたします。次に３８号と、企業会計の３９号がありますけれども、引き続きやっていいかどうかをお諮りいたします。どのようにいたしましょうか。採決までやっていいですか。

異 議 な し

議案第３８号 平成２１年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
収入支出一括質疑

問（１２）　ちょっとほかに質問がないようですので、私が質問させていただきます。４３８ページ、特別徴収と普通徴収、これが当初からみると大きくかわっているわけですが、この内容については昨年のそういう徴収の仕方についてのいろんな変更があったかと思いますが、どのような事情でかわったのか、それで、今後の予定等についてもつかんでおれば答弁お願いしたいと、それから、４３９ページで、７５歳で後期高齢者に回されるということで、従来、国保であって、扶養家族でほとんど負担がなかった人たちが、いうものが負担が重くなっている、そういう人がたくさん居るわけですが、前後のいわゆる対比というのかね、それについて把握しているのかどうか、それについて最初にお答えください。

答（市民窓口）　特別徴収と普通徴収の内訳が大きく変更になっているということでございます。これにつきましては御案内のとおり、特別対策によりまして、徴収方法の選択制というものが導入されまして、特別徴収から普通徴収にかわられた方がたくさんあるということも踏まえまして、２０年度の当初予算では特徴と普徴の割合を９対１というふうに見込んでおったわけでございますが、これが６対４になったということで、大きくその内訳がかわってきたということでございます。今後の予定ということでございますが、とりあえず、この選択制の案内につきましてはですね、ひと段落をしておりますので、２１年度につきましては、この６対４の割合で推移するものと考えております。それから、７５歳に到達して、国保等からですね、移動になって、負担がどうであるかということもございますけれども、これにつきましては、その収入区分によってですね、かわってまいります。制度導入のときにも御説明させていただいたかと思いますが、おおよそ２１０万円ぐらいの収入を境にしてですね、負担のあり方がかわってくるという中で、また、特別対策による軽減や何かも拡大になっておりますので、今、手元にですね、その辺の具体的な数字というものは持ち合わせておりませんが、特別対策の実施等によってですね、かなり負担軽減が図られているということもございますので、よろしく願いいたします。

問（１２） これ、７５歳になったときに、これから後期高齢者にまわる人たちは、先ほどの徴収方法については案内の仕方が具体的にね、従来であれば自動的に特別徴収だったのを、今後についてはどういう案内で、この選択ができるように案内するのか、実務の内容について確認したいのと、４３９ページで、いわゆる滞納者について、滞納見込額も１２５万５，０００円というふうに出ているわけですが、高浜に該当するところでは、最近の資料で、どの程度のいるのかということと、後期高齢者については、老人保健と違って、滞納によって保険証の取り上げというものも可能というふうにかわっておるかと思いますが、こういう人たちの取り扱いについて具体的にどうなるのかということについてお伺いします。

答（市民窓口） 納入方法の御案内というお話でございますが、年度途中で後期高齢に移られた方につきましては、当初は普通徴収からスタートしていただいているということになりますので、当然、そのときは普通徴収ということで、年度が変わるところで特別徴収に移行される方については、どちらにされますかということについて、個別に御案内させていただく形になろうかと思っております。それから、滞納者の状況でございます。広域連合のほうからいただいております資料等に基づいて調べましたところ、現在、第７期の納期ということですので、１月末の納期までの滞納者ということで、１３０人という数字になっております。滞納者に対する対応ということでございますが、これにつきましては、国においてもですね、相当議論があったということもございまして、かなり広域連合等を通じてですね、この辺の取り扱いについては慎重に行うようにということもございまして、例えば資格証明につきましては１年間滞納があった場合については資格証明というような前提ございますけれども、その取り扱いについては、特別な事情を十分加味してですね、対応するようにというようなことでされておりますので、私どもといたしましても広域連合等の指導に従ってですね、これから事務を進めていきたいと考えております。

問（１２） そうしますと、この後期高齢者医療についても、この保険証の取り扱いというのは、結局、広域連合の指導もあるが、自治体の責任に

において、滞納状況を含めて判断して、保険証の選択をするということで理解していいのかどうか。

答（市民窓口） 基本的には、例えば短期証にいたしましても資格証明書につきましてもですね、それを交付するのは広域連合の名前でなされます。ただ、その前段階としての納付相談だとかですね、そういったことは、市町村において行うわけなんですけど、この取り扱いにつきましてもは、当然、広域連合、構成市町村、愛知県にあっては、取り扱いはばらばらであってはいけないということで、広域連合のほうで要綱を定めてですね、運用されていくということでございます。こういった中でですね、国においても例えば特別な事情の部分で相当な収入があるにもかかわらずという条件があるわけなんですけれども、こういったところを広域連合の中で一定の基準を定めて運用するよというふうな指導もなされておいて、国においてその一定の収入の基準についても近々示されて、それに基づいて愛知県の連合のほうでそういったものをつくれるという情報も伺っております。そういった中で当然、広域連合で運用しているということで、高浜市単独で運営しているものではございませんので、連合の中で統一的な運用で対応していきたいということでございます。

問（１２） 後期高齢者といっても広域連合の扱いといっても自治体が実際に窓口でさまざまな実務を担当するというものですから、広域連合が決めるということで、しようがないということになしに、やはり市民の声をきちっと反映できるように、今の資格証明書の発行云々についてもね、相当これは慎重に扱わないと大変なことになると、今までの老人保健の場合にはそういう取り上げというのはできないことになっておったということが前提にあるわけですから、その点でそうした対応を要望しておきます。

議案第３９号 平成１９年度高浜市水道事業会計予算

収入支出一括質疑

問（１２） この水道会計についても、この前、一般質問でも若干触れたわけですが、市民の詳しい経済状況ということを見ると、水道料金も公

共料金で、市民の暮らしに大きな影響を与えるということで、料金の見直し、これは先の一般質問の答弁では、耐震化等の事業ということも言ってみえましたが、現在、市の水道会計の中での剰余金というのか、そういうものはどの程度あるのかということについて伺いたいのと、それから、給水費、7ページですか、これが4億6,997万1,000円ということで、どのような基準でこういう金額が算出されたのか、それについてお答えください。

答（上下水道） まず、給水費の関係でございますが、昨年度と比べましてかなり下がっているわけでございますが、実は今年度補正予算で給水費のほう、800万円ほど減額させていただきました。原因はといいますと、やはり大手企業、そういったものが使用水量を大変少なくなってきたということで、平成21年度につきましても、あまり見込まれないということで下げています。あと、剰余金の関係でございますが、21年度予算で利益剰余金合計として2億3,565万1,000円ほどでございます。

問（12） これは担当ではなかなかそういうことは難しいかと思いますが、これは市長なり、一番トップのほうで方針決めるのに、こういう経済状況の中でね、可能な料金の引き下げということも、これは一つの施策としてね、これは例えば100年に一度といわれているんですが、阪神大震災なんかが起こったところでは、特別の対策を講じてやると、当然これは一遍に進めるわけですね、ちょっと性質が違いますけど、経済状況が激変して大変な事態になっているというときには、やっぱりそれにふさわしい動きが行政でも、経営でもやってるわけですが、大企業なんかやることが、早速リストラということで大問題なんですけど、やっぱり行政が取り組める一つの選択ではないかという点で、そういったことを今後検討する考えはないのかどうかということの一つは伺いたい。それから、給水費は水量が企業を中心に大幅に減っているということですが、その中には生産等が低下したことによるものということだけであれば、これはまた次に復活すれば上がっていくということでありますが、例えば給水を地下水等の活用で企業がそういうことも含めてやっておるといことだと、水の

需要の構造がかわっているわけで、そういうことについては把握するようになっているのかどうか、大手でそんな動きがあれば、給水計画に大きく影響しますので、これは単なる懸念であれば全く問題ないわけですが、そういうことについて把握しているかどうかということと、7ページの中でいえることですが、県水が責任入水という関係で、当市が確か1万6,500立方を責任入水、1日あたりの量としていると思いますが、最近の節約志向、それから、企業あたりの動向ということも考えると、必要な場合には減らすことも検討すべきではないかと思いますが、そういったことが検討されているのかどうかということと、それから、県の水需要計画や、それを受けてダム等の建設というものについては、県の事業で行われているわけですが、その事業計画の結果として県水の単価が決まってきているということで、これは市として物を言わないかと思うんですけど、今の需要が以前の水の利用のフルプラン計画でいくと、どんどん延びるとというのが前提でダムの建設が進められてきた経過があって、これが大きく構造がかわっているわけですね、そういう中で徳山ダムの給水工事等が県で行われていて、それが市の負担にかかってくるということですから、その点については無駄は中止するというのも働きかけるべきだと考えますが、その点についてどのように把握しているのか、これについてお答えください。

答（上下水道） まず、水道料金の減免というお話でございますが、先ほど話させていただきましたとおり、私の方の水道料金の収入も減っております。そういった中で一般質問のなかでも答えさせていただきました、施設の老朽化、主に配水場の電気設備、ポンプ設備、そういったものが老朽化してきております。それから、以前からの課題、管路の耐震化、こういったものも早急に進めていかなければならないということで、そこで今、水道料金を減免したことによって、また皆さんに水道料金を上げなくてはならないということも考えられますので、今のところ考えてはおりません。それから、地下水ビジネスの関係でございますが、私のほうは今のところそういった情報はつかんでおりません。他市になりますが、1件あったという話は聞いております。それから、今年度の承認基本水量でございます

が、承認基本水量に対しての実質の給水量でございますが、1万6,500 tに対して、7月が大変暑い日が続いたということで、今までで最高の1万6,311 tを記録しております。なお、7月には1万6,000 tを超えた日が確か4日あったと思います。それから、ダムの関係で、新規需要の関係で、県水の水道料金が変わるんじゃないかということでございます。そういったことも、私のほう、新聞等にも出ておりましたが、県のほうにも確認しまして、県のほうは当面はですね、水道料金の値上げはないだろうということで聞いております。それとですね、水道の経営の今後のあり方でございますが、現在、水道の将来の経営形態について検討委員会のほうでやっております。そういったもので民営化がいいのか、それとも第三者委託がいいのか、包括的な委託がいいのか、それとも広域化がいいのかということで検討している最中でございますので、よろしく願いいたします。

問（12） 県は今のところ水道単価を上げる考えはないみたいだということですが、先ほど指摘したように、国、県のそういうダム開発計画等が大きな無駄がやられれば、当然単価に響くということですので、そういうことについては需要者側として無駄なそういうものについては取り組まないように、中止するよということも含めて、声をあげるべきではないかということであります。それから、今、答弁にあった29ページの関係で、昨年予算では、今、言われた経営改革検討委員会、この謝礼が107万円計上されていたけど、今年度がないと、で、確か、先日の補正で、これが減額補正されてますが、謝礼なしでどういうふうにかわったのか、その中身についてお答えください。

答（上下水道） 報奨金107万円の減額でございますが、実は、水道の基本計画を業務委託で出しております。その中で関連が強く、資料の作成ですとか、そういった面で、その業務委託の中で、含めてこの謝礼金を委託しましたので、前回の補正予算で減額させていただいたということでございます。

問（12） 今の経営改革検討委員会というのが検討しているということ

ですが、具体的に今、どんな検討をどこまでできているのか、結論をいつ頃出す予定なのか、方向として、確か市長のマニフェストでは民営化の検討というのの項目の一つ入っていたかと思いますが、どういう方向で、今、どこにあるのか、結論はいつ頃出すのかということについてお答えください。

答（上下水道） 検討委員会の関係ですが、10月からやっております、全体で4回開催予定しております。今までに3回開きました。実は今週13日に最終的な結論を出すということで、今、やっております。今までにやってきたことですが、高浜市の水道事業の概要と、現状の説明、また、現地のほうに行ってますね、施設の見学等もしておりますし、それから、基本計画をつくる上でですね、どうしても市民の意識調査というの必要となりますので、9月にお客様にアンケート調査をしております。これは市民を対象に1,000人を無作為に選んでやっているということでございます。それから、市の職員の将来の経営について、どういうふうを考えているかということで、水道の経験者についてもアンケート調査をしております。それから、いろいろな手引書があるわけなんですけど、平成20年6月に公表されています、民間活用を含む水道事業の連携形態における比較検討の手引きというものがございまして、それに準拠して、いろいろな経営形態、先ほどちょっと言いましたが、今の個別の委託、民活を活かした状況でいいのかということで個別委託、それからさらに個別委託を発展させた包括委託、それから、これは技術上の業務に関して委託するものでございますが、例えば配水場の管理だとか、そういうものになりますけど、第三者委託、それから、DBO、PFI、コンセッション、完全民営化と広域化、そういったもののメリット、デメリット、そういったものを検討しております。

問（12） 13日が4回目だということですが、まとめて草案か何らかのまとめが出る予定が決まっておいたらお知らせください。

答（上下水道） 提言をするということは聞いております。

問（12） 時期は聞いてないですか。

答（上下水道） 今年度中にということですので、まだ3月13日でまとめた具合ということになりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 質疑もれはありますか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって時間延長いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

異 議 な し

委員長 それでは、会議時間を延長することに決定しましたのでよろしくお願いいたします。

《採 決》

議案第31号 平成21年度高浜市一般会計予算

挙手多数により原案可決

議案第32号 平成21年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第33号 平成21年度高浜市土地取得費特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第34号 平成21年度高浜市老人保健特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 35 号 平成 21 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 36 号 平成 21 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 37 号 平成 21 年度高浜市介護保険特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 38 号 平成 21 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 39 号 平成 21 年度高浜市水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

審査結果の案文について正副委員長に一任

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後 4 時 5 1 分

予算特別委員会委員長

予算特別委員会副委員長